

JA北さつまのご案内



2026
ディスプレイジャー誌

北さつま農業協同組合

【 目 次 】

1. あいさつ	1
2. 経営理念	2
3. 経営方針	2
4. 経営管理体制	2
5. 事業の概況(令和7年度)	3
6. 農業振興活動	4
7. 地域貢献情報	5
8. リスク管理の状況	7
9. 自己資本の状況	16
10. 主な事業の内容	16
【 経営資料 】	
I. 決算の状況	
1. 貸借対照表	25
2. 損益計算書	26
3. キャッシュ・フロー計算書	27
4. 注記表	28
5. 剰余金処分計算書	46
6. 部門別損益計算書(令和7年度)	47
7. 財務諸表の正確性等にかかる確認	48
8. 会計監査人の監査	48
II. 損益の状況	
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	49
2. 利益総括表	49
3. 資金運用収支の内訳	50
4. 受取・支払利息の増減額	50
III. 事業の概況	
1. 信用事業	
(1) 貯金に関する指標	51
①科目別貯金平均残高	51
②定期貯金残高	51
(2) 貸出金等に関する指標	51
①科目別貸出金平均残高	51
②貸出金の金利条件別内訳残高	51
③貸出金の担保別内訳残高	52
④債務保証見返額の担保別内訳残高	52
⑤貸出金の用途別内訳残高	52
⑦主要な農業関係の貸出金残高	53
⑥貸出金の業種別残高	53
⑧農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況	54
⑨元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況	55
⑩貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	55
⑪貸出金償却の額	55
(3) 内国為替取扱実績	55
(4) 有価証券に関する指標	56
①科目別貯金平均残高	56
②商品有価証券種類別平均残高	56
③有価証券残存期間別残高	56
(5) 有価証券等の時価情報等	56
①有価証券の時価情報	56

② 金銭の信託の時価情報	58
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引	58
2. 共済取扱実績	59
(1) 長期共済保有高	59
(2) 医療系共済の共済金額保有高	59
(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高	59
(4) 年金共済の年金保有高	60
(5) 短期共済新契約高	60
3. 農業・生活その他事業取扱実績	60
(1) 購買事業取扱実績	60
(2) 販売事業取扱実績	60
① 買取購買品	60
① 受託販売品	60
(3) 保管事業取扱実績	61
② 買取販売品	61
(4) 利用事業取扱実績	61
(5) 加工事業取扱実績	61
(6) その他事業取扱実績	61
(7) 介護事業取扱実績	62
4. 指導事業	62
IV. 経営諸指標	
1. 利益率	63
2. 貯貸率・貯証率	63
V. 自己資本の充実の状況	
1. 自己資本の構成に関する事項	64
2. 自己資本の充実度に関する事項	66
3. 信用リスクに関する事項	70
4. 信用リスク削減手法に関する事項	78
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	80
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	80
7. CVAリスクに関する事項	81
8. マーケット・リスクに関する事項	81
9. オペレーショナル・リスクに関する事項	81
10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項	81
11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	83
12. 金利リスクに関する事項	83
【 JAの概要 】	
1. 機構図	86
2. 役員構成(役員一覧)	87
3. 組合員数	88
4. 組合員組織の状況	88
5. 特定信用事業代理業者の状況	89
6. 地区一覧	89
7. 職員数	89
8. 沿革・あゆみ	89
9. 店舗等のご案内	90

1. あいさつ

日頃より、JA北さつまをご愛顧いただき、心より厚く御礼申し上げます。

組合員の皆様方には、平素よりJA北さつまの事業全般にわたり格段のご理解とご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

令和7年度は、夏の記録的な猛暑や地球温暖化に伴う豪雨災害の頻発など多くの自然災害が発生し、気候変動の影響が一段と顕著になった一年でありました。8月に鹿児島県内を襲った豪雨災害では、管内においても記録的な豪雨に見舞われ、一部の圃場において甚大な被害が発生しました。

米の状況は全国的に、端境期まで主食用米の各流通段階からの供給が追いつかず、小売価格の上昇、品薄状態が生じ、政府は供給の安定を図るため、政府備蓄米を放出しました。令和7年の作柄につきましては、記録的な猛暑の影響は受けたものの、前年を上回りおおむね良好であり収穫量も増加しました。また、お茶においては、海外での健康志向の高まりによる抹茶ブームにより、煎茶が供給不足となり、秋冬番茶においても飲料関係者の引き合いが強くなり、高値での取引となりました。子牛価格については、ここ数年緩やかに下落しておりましたが、繁殖農家の減少による子牛の供給不足感から市場価格は回復の兆しを見せています。

このような中、県育成の水稲新品種「あきの舞」の初出荷を迎えることができました。この品種は高温登熟性、病害虫抵抗性に優れ、多収・良食味であることから、主力品種である「ヒノヒカリ」の代替品種として管内でも150haが作付けされ、今後農家の生産性向上と農家所得の安定化が期待されます。

農業を取り巻く環境は、農家の高齢化や後継者・労働力不足等により、生産基盤の一層の縮小が懸念されるとともに、緊迫化する国際情勢の影響や生産資材価格の高止まり、自然災害の発生や鳥獣害の発生など、生産の現場では多くの生産者が厳しい状況に直面しております。一方、昨年は「改正食料・農業・農村基本法」が成立し、食料安全保障の確保や生産基盤の維持・強化に向けた取り組みが進められています。将来にわたる食料の安定供給の確保に向けた食料安全保障の強化や、農家が意欲をもって持続可能な営農に取り組めるよう、品目別の生産基盤対策や経営安定対策事業等につきまして、引き続き伴走支援を行ってまいります。

令和8年度は第6次中期3ヵ年計画の2年目にあたり、引き続き自己改革の柱である「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を基本目標に、JA産地づくり10年ビジョンの実践と農家経営支援等を講じながら、将来を見据えた農業振興への取り組みをすすめてまいります。

さらに経営理念にある「農業の振興」「人づくり」「地域に信頼され愛されるJA」の実現に向けて自己改革をすすめるべく、組合員・地域住民との対話を重視した訪問活動や事業・活動を実施し、意思反映・運営参画体制を構築してまいります。

最後に、組合員の皆様並びに関係各位のご健勝をご祈念申し上げますとともに、より一層のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。



令和8年6月

代表理事組合長 下口 和幸

2. 経営理念

我々は、

- 一、農業を振興し、「食」と「農」と「水」を守ります。
- 一、「人づくり」「組織づくり」を通じて、地域に信頼され愛されるJAを目指します。

3. 経営方針

農業を取り巻く環境は、農家・組合員の高齢化や後継者・労働力不足等により生産基盤の縮小が進み、さらには自然災害や鳥獣害の増加に加え、生産資材価格の高止まりや物価高騰による農畜産物の消費低迷など厳しい状況が続いております。

一方、国際情勢の緊迫化や気候変動などにより、「食料安全保障」の確保が重要課題となるなか、農家が意欲をもって持続可能な営農に取り組めるよう、農業生産の維持・拡大、販売力強化、生産コストの低減対策等の取り組みをすすめるとともに、安全・安心を守るため「国消国産」についての理解醸成に取り組めます。

JAを巡る環境は、組合員との対話を通じて評価を受け、方針等を見直し実践していく「JA自己改革実践サイクル」の構築と、加えて「早期警戒制度」において、「持続可能な収益性の確保と将来にわたる健全性の確保」が求められています。このような情勢を踏まえ、第6次中期3ヵ年計画の2年目にあたり自己改革の基本目標である「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」の実現に向け、産地づくり10年ビジョンの実践など、将来を見据えた農業振興・産地育成に取り組むとともに、「地域の活性化」に向け総合力と組織力を生かした多様な接点を通じて、組合員・地域のニーズに対応したサービスの提供により、JAへの理解と組合員の結集力を高め、地域に根ざした活動を展開してまいります。

さらに、経営の健全性と経営基盤・財務基盤を強化するため「営農・経済事業の成長・効率化」に向けた取り組みを着実に実践するとともに、役職員の協同組合人力・考動力の向上につながる教育研修と人的資本経営の実践、コンプライアンス態勢・内部統制システムの適切な運用を通じて、経営の持続性を確保してまいります。

事業計画の重点事項

1. 安心・安全な農畜産物の安定供給と、農家組合員の所得増大及び農業生産の拡大
2. 組合員の意見反映による結集力強化と、地域に根ざした総合的な事業展開による地域活性化への貢献
3. 総合事業を支えるJA経営基盤の確立強化及び協同組合活動を支える人材育成

4. 経営管理体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が業務執行を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

組合の業務執行を行う理事には、組合員の各層の意思反映を行うため、全区域の女性から理事の登用を行っています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事及び員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

5. 事業の概況(令和7年度)

(1) 業況

令和7年度は、夏の記録的な猛暑や全国各地で地球温暖化に伴う豪雨災害の頻発など多くの自然災害が発生し、気候変動の影響が一段と顕著になった一年でありました。

農業を取り巻く環境は、農家・組合員の高齢化や後継者・労働者不足、耕作放棄地の増加等により生産基盤の縮小が続く中、肥料・飼料・燃油など生産資材の高止まり等により農業経営は厳しさを増しており、我が国の食料安全保障の土台が揺らいでいます。生産資材の奨励品目等の拡大による生産コスト低減対策、品目別の生産基盤強化対策や経営安定対策について役職員一体となって伴走支援を行うとともに、独自の対策として生産資材・農業用燃油等の高騰対策支援を実施いたしました。

また、第6次中期3ヵ年計画の初年度として、持続可能な地域農業づくりや組合員の所得向上、JA経営基盤の強化に向け、「営農・経済事業の成長・効率化プログラム」における収支改善施策・行動計画の進捗管理を行ってまいりました。また、経営理念である「人づくり」「組織づくり」にもとづき、教育・研修を通じて職員の資質向上に努めるとともに、持続可能な経営基盤を構築するため、「早期警戒制度への対応」「自己改革実践サイクル」の構築、不祥事再発防止に向けコンプライアンス態勢及び内部統制機能の構築・運用に努めました。

(2) 事業全般

(単位:千円)

区 分	令和7年度
事業利益	372,000
経常利益	464,686
当期剰余金	288,319
総資産	153,316,361
純資産	7,033,111

(3) 事業実績

(単位:千円)

区 分	令和7年度
貯金	142,307,360
預金	97,365,361
貸出金	38,135,714
長期共済保有高	418,473,669
購買品供給高	5,735,728

(4) 対処すべき重要な課題

①自己改革に関する取り組み

当JAでは自己改革に関する基本目標として、農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化を掲げています。

農業者の世代交代による担い手不足、農産物の消費・流通構造の急激な変化、高齢化・人口減少による地域社会の疲弊等の厳しい環境変化のなか、基本目標を達成するため、今まで以上の創意工夫により、積極的に新たな事業展開に取り組めます。

②信頼に応える農産物の生産・販売

消費者のJAへの信頼に応えていくため、JAと生産者の協力により、生産段階から加工・販売にいたる一貫した食の安心・安全を守る取り組みを強化します。このため、生産履歴記帳運動を実践し、生産部会と連携してJA内に有効なチェック体制を構築します。

また、地元消費者との結びつきを強めるため、農産物直売所の充実に努めます。

③経営の健全性の確保と透明性の向上

持続可能な収益性と将来にわたる健全性を確保するため、中長期収支シミュレーションにもとづく収支改善施策の進捗管理を行ってまいります。

併せて、従来からのディスクロージャー誌による開示のほか、半期開示の自主的实施や、ホームページでの開示など組合員や事業利用者向けの情報開示を充実させ、JAの透明性を高めます。

④リスク管理・コンプライアンス態勢の強化

不祥事未然防止に向けて、内部監査体制の強化を図るとともに、自主検査に伴うオンサイトモニタリングや臨店指導等を通じて継続的に確認・指導を行い、研修等を実施しコンプライアンス態勢の強化に取り組めます。

6. 農業振興活動

(1) 地域密着型金融への取り組み

①農業者等の経営支援に関する取り組み

当組合は、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客様に対して、必要な資金を円滑に供給していくこと」を、金融機関として最も重要な役割の一つであることを認識し、その実現に向けて取り組んでいます。

②担い手の金融ニーズへの取り組み

当組合は、「担い手金融リーダー」・「農業融資相談員」を設置し、相談機能の充実・強化に努めるとともに、担い手向け商品の提供など、「担い手のメインバンク」としての地位確立に向けた取り組みを実施しています。

③JAバンクアグリサポート事業の展開

当組合は、農業・農村に対する貢献として、「JAバンクアグリサポート事業」を展開し、取り組んでいます。農業担い手に対する支援として農業関連融資への利子補給・保証料助成を行っております。

また、農業および地域社会への貢献・支援のための「食農教育応援事業」により小学校への食農・環境保全・金融経済にかかる教材本贈呈の取り組みを行っています。

④地域農業の発展や新規就農者・後継者等への支援

農業専門金融機関として、組合員や農業に関連する団体・企業などの資金需要に対応した運転資金や設備資金等の各種商品に加え、国・県等の各種制度資金の取り扱いを通じて、地域農業の発展や農業基盤強化へ取り組んでいます。

これからの本県農業を担っていく若い新規就農者・就農希望者等に対して、農業経営者としての育成を支援するなど、農業経営等にかかる支援を実施しております。

(2) 安心・安全な農産物づくりへの取り組み

「食の安心・安全システム」の確実な実践

生産プロフィール日誌の記帳を基本とした「食の安心・安全システム」のレベルアップやポジティブリスト制度への対応強化、農畜産物に関する情報提供体制を強化しています。

また、環境負荷の低減や持続性の高い農業生産に向けた環境にやさしい農業を推進しています。

(3) 担い手・新規就農者への支援

行政との「ワンフロア化」により、管内農業者の所得向上を目的に地域農業の振興を図るため、新たな経営安定対策に対応した担い手の育成・支援に積極的に取り組んでいます。また、担い手の健全な育成と確保を図るため、関係機関が一体となれる体制を整備し、経営管理の支援を行っています。

(4) 地産地消・食農教育の取り組み

住みよい豊かな地域社会づくりに貢献するため、生産者と消費者・次世代など地域住民と連携して食農教

育を推進するとともに、外部に向かって働きかけを強化するなど地域の共感と支持を得る活動を展開し、仲間づくりに取り組んでいます。

○食農教育の展開

食と農を守る地域の拠点としての役割を発揮するため、行政・関係機関と連携して地産地消運動の展開や地場産学校給食の推進など食農教育に取り組んでいます。

7. 地域貢献情報

当JAは、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営されている協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関でもあります。

当JAの資金は、その大半が組合員の皆様などからお預かりした大切な財産である「貯金」を源泉としております。当JAでは資金を必要とする組合員の皆様方や、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当JAは、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、事業活動を展開しています。また、JAの総合事業を通じて各種金融機能・サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組合として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

(1) 地域からの資金調達状況

①貯金積金残高

当JAでは、組合員をはじめ地域住民の皆様や事業主の皆様からの貯金をお預かりしています。

【貯金積金残高 142,300,477千円】 (令和8年2月末現在)

(2) 地域への資金供給状況

①貸出金残高

組合員をはじめ、地域住民の皆様の暮らしや農業者・事業者の皆様の実業に必要な資金をご融資しています。

また、地方公共団体、農業関連産業などへもご融資し、地域経済の発展・向上に貢献しています。

(令和8年2月末現在)

貸出金残高	38,135,713千円	
うち組合員等	24,235,382千円	63.6%
うち地方公共団体等	13,587,792千円	35.6%
うちその他	312,539千円	0.8%
貯金・積金に占める貸出金の割合		26.8%

②制度融資の取り扱い状況

鹿児島県や当JA管内の市町村と協調して、借入者の負担が少しでも軽減できる制度融資も取り扱っています。

(令和8年2月末現在・単位:千円)

資 金 名	取 扱 実 績
農 業 近 代 化 資 金	1,710,933
農 業 経 営 負 担 軽 減 支 援 資 金	—
畜 産 特 別 資 金	322,631
ア グ リ メ イ ク 資 金	490,762

(3) 文化的・社会的貢献に関する活動

① 文化的・社会的貢献

信頼される「皆様のJA」を目指して、地域の方々と心の通うおつきあいを願い、地域の諸行事にも積極的に参加しています。

また、支所を拠点とした暮らしの活動・事業を通じて、地域創生の貢献に取り組んでいます。

○ 地域活動への取り組み(全職員1地域活動への参加)

社会貢献活動の一環として、ごみ拾いや除草作業のボランティア清掃活動を行っています。また、地域の行事・イベントなどに参加し、地域との結びつきを強化し、地域活性化への貢献に取り組んでいます。

○ 各種イベント参加

管内で開催される秋のイベント等には、地域JAとして支援・協力をを行い積極的に参加しています。また、JA独自のブースを設け、組合員の方々と地域住民の方々に、当JAの取り組み等を周知しています。

○ 健康管理活動への取り組み

行政、JA鹿児島県厚生連と一体となった組合員・地域住民の健康管理活動を実施し、巡回健診においては受診料の一部助成を行っています。また、介護保険事業に取り組む、地域の高齢者に思いやりと優しさを持ち、介護の必要な方やその家族の皆様が安心していただけるよう介護や相談助言活動を行うとともに、介護員の研修・学習会を通じ、常に技術・資質の向上に努めています。

介護保険活動や行政委託の一般介護予防事業等も積極的に実施しています。

さらに、令和元年6月からは、認知症対応型グループホーム・小規模多機能ホーム・地域交流スペースから構成された「田原の郷」を開業し、一層力を入れています。

これからもJAでは、高齢者や介護の必要な方々に、真心のこもったサービス提供や日常生活のお手伝いを行う相談活動・介護支援活動を進めます。

○ 利便性確保への取り組み

平成27年12月より移動販売車「笑味ちゃん号」の運行を開始し、平成28年11月より移動金融店舗車の運行を開始しました。また、平成30年11月からは、移動販売車の2号車も運行を始め、小売店の少ない地域や高齢者の方々への利便性確保に努めています。

○ 交通安全運動への取り組み

年間を通じて実施される交通安全運動期間中や通勤・通学時の立哨等の交通安全キャンペーンに積極的に取り組み、交通安全意識の高揚と交通ルール・マナーの向上に努めています。

② 利用者ネットワーク化への取り組み

○ 年金友の会

(目的) 友の会会員のスポーツと健康増進を通じて会員相互の親睦と交流を図っています。なお、新会員を募集しています。

平成 9年10月開始(グラウンドゴルフ大会) 毎年9～10月実施

平成 27年 8月開始(ゴルフ大会) 毎年9～10月実施

会員数 11,259名(令和8年2月末現在)

③ 情報提供活動

毎月1回、JA広報誌「くろーばー」を発行し、地域の情報や園芸ワンポイント、地元農産物を使った料理のレシピなど、JAならではの暮らしに役立つ情報を提供しています。

また、JA北さつまホームページ(<http://www.ja-kitasatsuma.or.jp/>)を開設し、JA・地域の情報をグローバルに発信しています。

さらに、マスコミ農業・農村研究会等でマスコミ関係者との意見交換を図っています。

8. リスク管理の状況

(1) リスク管理体制

【リスク管理基本方針等】

組合員・利用者の皆様に安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策(マネロン等対策)の重要性はこれまでになく高まっています。当JAではマネロン等対策を重要課題の1つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランスを含む。)の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に総合企画部審査課を設置し各支所と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「債権の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債(オフ・バランスを含む。)の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。また、ALM委員会は、組合の余裕金運用にかかる理事会につぐ意思決定機関とし、理事会で定めた運用方針に基づき具体的な運用方針・計画に関する協議・決定を行っています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外

生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映できるよう努めています。

⑤事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン又は誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めています。

(2) 法令遵守体制

【コンプライアンス基本方針】

- 当JAは、相互扶助の理念に基づき、農産物の供給源としての役割や、金融機関としての役割など、協同組合組織として組合員や地域社会に必要とされる事業を通じて、その生活の向上や地域社会の発展に貢献するという基本的使命・社会的責任を担っています。
- 当JAが、この基本的使命・社会的責任の実現に向けて、以下のコンプライアンス基本方針に基づく事業を展開していきます。

【基本方針】

- 当JAは、JAの担う基本的使命・社会的責任を果たし、組合員や利用者の多様なニーズに応える事業を展開し、社会の信頼を確立するため、当JAの役職員一人一人が、高い倫理観と強い責任感を持って、日常の業務を遂行する。
- 当JAは、創意と工夫を活かした質の高いサービスと、組合員の目線に立った事業活動により、地域社会の発展に貢献する。
- 当JAは、農業協同組合法の遵守や、独占禁止法に違反する行為や違反するおそれのある行為を行わないなど、関連する法令等を厳格に遵守し、社会的規範に基づき、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
- 経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめ、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図るとともに、透明性の高い組織風土を構築し、信頼の確立を図る。
- 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持する。

【コンプライアンス運営態勢】

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの推進に努めています。

基本姿勢及び遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

また、組合員・利用者の皆様の声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の受付も行っていきます。

【金融商品の勧誘方針】

当JAは、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆様に対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆様の商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆様の誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆様のご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆様からのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

【個人情報保護方針】

当JAは、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当JAの事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当JAは、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」(以下「保護法」といいます。)その他、個人情報保護に関する関係諸法令および農林水産大臣をはじめ主務大臣のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当JAは、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」といいます。)その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号法2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当JAは、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下も同様とします。利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当JAは、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当JAは、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業員および委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第2条第4項が規定する、個人情報データベース等(保護法第2条第2項)を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 第三者提供の制限

当JAは、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人

データを第三者に提供しません。

また、当JAは、番号法19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

6. 機微(センシティブ)情報の取り扱い

当JAは、ご本人の機微(センシティブ)情報(政治的見解、信教、労働組合への加盟、人種・民族、門地・本籍地、保健医療等に関する情報)については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

7. 開示・訂正等

当JAは、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等に応じます。

保有個人データとは、保護法第2条第5項に規定するデータをいいます。

8. 苦情窓口

当JAは、個人情報につき、ご本人からの苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

9. 継続的改善

当JAは、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

【情報セキュリティ基本方針】

当JAは、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当JAの事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 当JAは、情報資産を適正に取り扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 当JAは、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
3. 当JAは、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 当JAは、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が起きた場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 当JAは、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

【金融ADR制度への対応】

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

○信用事業

当JAの苦情等受付窓口

本所金融部金融課:0996-52-3585

川内総合支所金融共済課:0996-27-0132

伊佐総合支所金融共済課:0995-24-2613

受付時間:午前8時30分～午後5時

(土日・祝祭日及び12月31日～1月3日を除く)

○共済事業

当JAの苦情等受付窓口

本所共済部共済事務課:0996-53-0942

川内総合支所金融共済課:0996-27-0150

伊佐総合支所金融共済課:0995-24-2604

受付時間:午前8時30分～午後5時

(土日・祝祭日及び12月31日～1月3日を除く)

② 紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

ア.信用事業

苦情などのお申し出については、当JAが対応いたしますが、納得のいくような解決ができず、お客様が外部の紛争解決機関を利用して解決を図ることを希望される場合は、紛争解決措置として弁護士会を利用できます。

鹿児島県弁護士会 紛争解決センター

弁護士会では「仲裁センター」等を設置しており、斡旋または仲裁により紛争解決業務を行います。JAバンク相談所は、弁護士会等と提携しており、お客様は弁護士会仲裁センター等をご利用いただけます。

なお、手続の詳細は、JAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所、電話：03-6837-1359）にお尋ねください。

受付時間：午前8時30分～午前12時、午後1時～午後5時（金融機関の休業日を除く）

イ.共済事業

（一社）日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.html>

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

<https://www.jibai-adr.or.jp/>

（公財）日弁連交通事故相談センター

<https://n-tacc.or.jp/>

（公財）交通事故紛争処理センター

<https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関のご連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧ください。

上記以外の連絡先については、①の各事業窓口にお問い合わせください。

(3) 内部監査体制

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理及び各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、当JAの本所・総合支所・支所のすべてを対象とし、中期及び年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長及び監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長、監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

(4) JAバンク利用者保護等管理方針

当JAは、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守します。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行います。

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分に行います。

2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
4. 当JAが行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
5. 当JAとの取引に伴い、当JAの利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

(5) 金融円滑化にかかる基本的方針

当JAは、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客様に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を最も重要な役割として位置付け、当JAの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組みます。

1. 当JAは、お客様からの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客様の特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当JAは、事業を営むお客様からの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客様の経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めます。また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めます。
3. 当JAは、お客様から新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客様の経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うよう努めます。また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
4. 当JAは、お客様からの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客様の理解と信頼が得られるよう努めます。
5. 当JAは、お客様からの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
6. 金融円滑化管理に関する体制について
当JAは、お客様からの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備し対応します。
具体的には、組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」において、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
7. 当JAは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

(6) 利益相反管理方針

当JAは、お客様の利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を次のとおり定めるものとします。

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当JAの行う信用事業関連業務、共済事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客様との取引であって、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型および主な取引例としては、以下に掲げるものが考えられます。

(1) お客様と当JAの間の利益が相反する類型

(取引例)

- 当JAの相对債権の肩代わりのためにアレンジャーとしてシンジケートローンを組成する場合。
- 秘密保持契約を締結して特定部署が入手したお客様の情報が他部署に漏洩し、他の取引に利用される場合。
- 抱き合わせ販売や優越的地位の濫用等に該当する取引を行う場合。

(2) 当JAの「お客様と他のお客様」との間の利益が相反する類型

(取引例)

- 農業法人等の買収において、当JAが買収側・被買収側双方と融資および助言・指導等の取引関係を有する場合や複数の農業法人に対して経営アドバイス等を行う場合。
- グループ会社との取引に際し、アームズ・レングス・ルールに違反する場合。
- 接待・贈答を受け、または行うことにより、特定の取引先との間で一般的な水準から乖離した水準で取引を行う場合。

3. 利益相反のおそれのある取引の特定の方法

利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。

- (1) 利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。
- (2) 各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。
- (3) 利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。
- (4) 各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。
- (5) 利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ(必要に応じて関係部署と協議)、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。

4. 利益相反の管理の方法

当JAは、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客様の保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客様との取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引または当該お客様との取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客様の利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客様に適切に開示する方法(ただし、当JAが負う守秘義務に違反しない場合に限ります。)
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

5. 利益相反のおそれのある取引の記録および保存

利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当JAで定める内部規則に基づき適切に記録し、保存いたします。

6. 利益相反管理体制

- (1) 当JAは、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当JA全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当JA等の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

7. 利益相反管理体制の検証等

当JAは、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

(7) マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当JAは、事業を行うにつままして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用(以下、「マネー・ローンダリング等」という。)の防止に取り組むとともに、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。
(管理態勢等)

当JAは、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の1つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当JAの特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう経営陣が管理態勢確立等について主導性を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

(マネー・ローンダリング等の防止)

当JAは、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家公安委員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

(反社会的勢力等との決別)

当JAは、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

(職員の安全確保)

当JAは、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等に対して、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

(外部専門機関との連携)

当JAは、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

(8) 内部統制システム基本方針

組合員・利用者の皆さまに安心して組合をご利用いただくために、全国農業協同組合中央会がJAグループの経営管理の指針として定める「会員の行動規範」を遵守し、経営戦略の策定および見直し・実践に向け、法令遵守等コンプライアンス態勢・内部管理態勢・持続可能な経営基盤を構築・確立します。そのための内部統制システムに関する基本方針を以下のとおり策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

1. 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあらゆる場面において法令・規則、契約、定款等を遵守する。
- (2) 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
- (3) 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
- (4) 「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反

社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マネー・ローンダリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。

- (5) 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度(ヘルプライン)を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
 - (6) 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
 - (7) 業務上知り得た当JAおよび関連会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - (1) 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
 - (2) 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。
 - (3) サイバーセキュリティを確保するための体制を整備し、適切な対策を実施する。
 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
 - (2) 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。
 4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (1) 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
 - (2) 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。
 5. 監事監査の実効性を確保するための体制
 - (1) 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
 - (2) 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
 - (3) 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。
 - (4) 当JAの適切な内部統制の構築・運用を図るため、県中央会の経営相談と連携する。
 6. 子会社等における業務の適正を確保するための体制
 - (1) 子会社等における規程やマニュアル、業務フロー等の管理態勢が整備され、適正かつ効率的に業務が執行されるよう、必要な助言・指導を行う。
 - (2) 「子会社管理規程」に基づき、関連事業に係る重要な方針、事項を監督し適切な指導・助言を行い、相互の健全な発展を推進する。
 - (3) 「子会社管理規程」に基づき、子会社等の統括管掌を定め、事業計画の達成、法令及びその他事項の遵守、その他運用事項を監督する。
 7. 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制
 - (1) 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
 - (2) 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
 - (3) 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
 - (4) 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

9. 自己資本の状況

(1) 自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理及び業務の効率化等に取り組んだ結果、令和8年2月末における自己資本比率は、13.41%となりました。

(2) 経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

【普通出資による資本調達額】

項目	内容
発行主体	北さつま農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	2,918,806千円(前年度2,929,751千円)

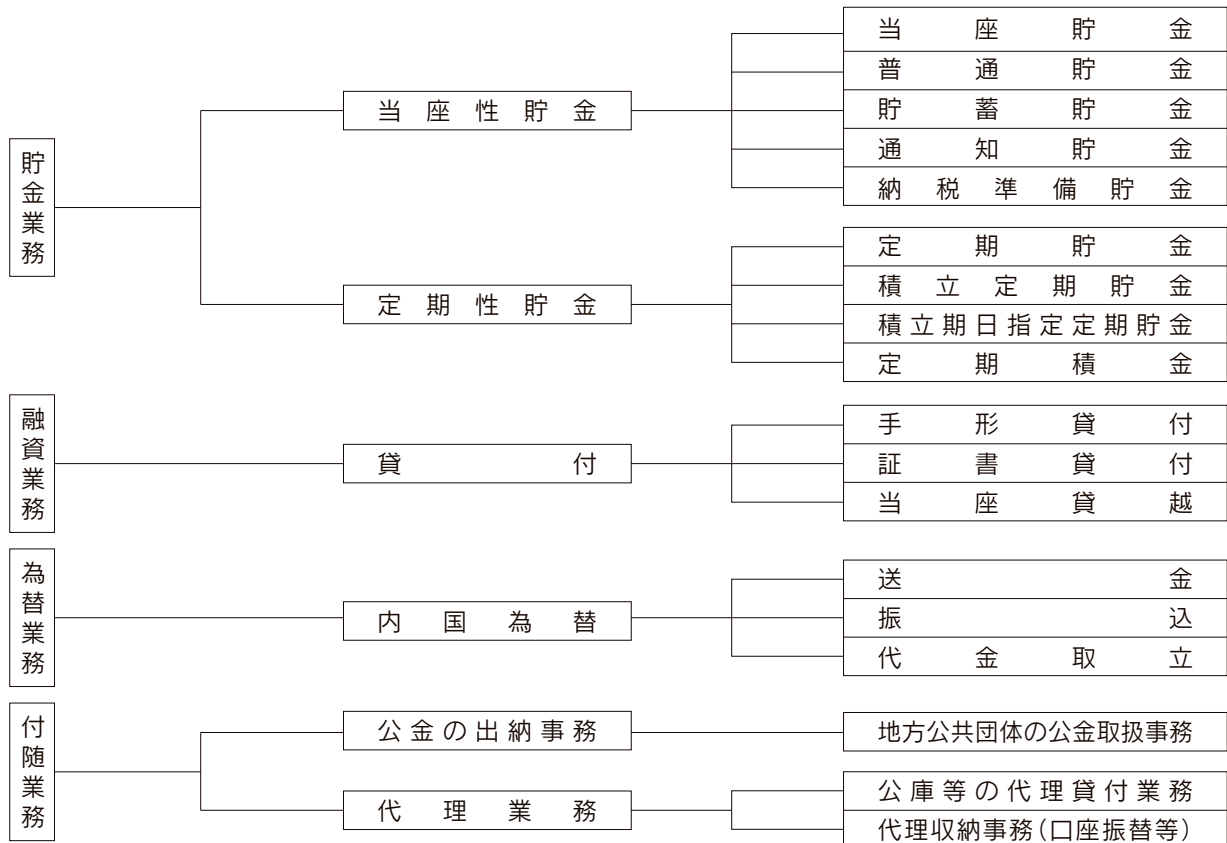
当JAは、「自己資本比率算出要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理及びこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

10. 主な事業の内容

(1) 主な事業の内容

■信用事業

信用事業は、貯金、貸出、為替など、いわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、JA・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。



◇貯金業務

組合員の皆様や地域住民・事業主の皆様からの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

貯金種類	内 容	期 間	お預入金額	
当 座 貯 金	お支払いに手形・小切手をお使いいただく貯金です。	出し入れ自由	1円以上	
普 通 貯 金	いつでも自由に出し入れができる貯金です。 給与、年金などの自動受け取りや各種公共料金の自動支払いにもご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上	
総 合 口 座	一冊の通帳に普通貯金と定期貯金がセットでき、さらに定期貯金の90%以内で最高300万円まで自動融資が受けられる便利な口座です。	出し入れ自由	1円以上	
貯 蓄 貯 金	いつでも自由に出し入れができる貯金で、毎日の最終残高に応じて金利が段階的に高くなります。	出し入れ自由	1円以上	
通 知 貯 金	ごく短期間の運用に便利です。	7日以上	5万円以上	
納 税 準 備 貯 金	税金の納付に備えるための貯金で非課税の適用が受けられます。	払い出しは 納税目的に限る	1円以上	
定 期 貯 金	スーパー定期	最長10年間までお預け入れできる定期貯金で、期間3年以上のものはお利息を半年複利(個人のお客様専用)で計算します。	1か月以上 10年以内	1円以上
	大口定期貯金	1,000万円以上の大口資金の運用に最適な商品です。	1か月以上 10年以内	1,000万円以上
	期日指定定期貯金	お利息は1年複利で計算されますので有利です。 1年間の据置期間後は、いつでもお引き出しできます。 (個人のお客様専用)	最長3年	1円以上 300万円未満
	変動金利定期貯金	お預け入れの半年毎に適用金利の見直しを行います。	1年・2年・3年	1円以上
積 立 定 期 貯 金		目的に応じて毎月または随時積み立てる定期貯金です。	—	—
	エンドレス型	積立期間や満期日の定めをしないで積み立てます。	無制限	1円以上
	満期型	契約時に満期日を設定して積み立てます。	6か月以上 10年以内	1円以上
定 期 積 金	ご計画にあわせて毎月一定額を積み立てていく商品です。	6か月以上 10年以内	1,000円以上	

◇貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員の皆様の生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆様暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

【ローンのご案内】

種 類	しくみと特色	ご融資金額
マイカーローン	自動車購入等に係る一切の資金です。 ご利用資格年齢……18才以上で完済時80才未満の方	1,000万円以内
教育ローン	ご子弟の入学金および下宿代等に関する資金です。 ご利用資格年齢……18才以上で完済時71才未満の方	1,000万円以内
フリーローン	使い方自由自在、アクティブなあなたの味方です。 ご利用資格年齢……18才以上で完済時80才未満の方	500万円以内
カードローン	あらかじめ決めておいた借入枠の範囲内なら、いつでも何回でも繰り返し利用することが可能です。 ご利用資格年齢……20才以上65才未満の方	300万円以内
リフォームローン	自己住宅のバリアフリー化・オール電化などの増改築資金です。 ご利用資格年齢……18才以上66才未満で完済時80才未満の方	1,000万円以内
ソーラーローン	家庭用の太陽光発電システムとその設置費用およびそれに伴うオール電化等設備費用に係る資金です。 ご利用資格年齢……20才以上66才未満で完済時80才未満の方	1,000万円以内
セカンドライフローン	シルバー層の方にご利用いただけるローンです。 ご利用資格年齢……60才以上70才未満で健康で返済能力のある方	100万円以内
住宅ローン	自己住宅の新築・購入・増築・改装・補修・土地購入・他金融機関からの借換等に関する資金です。 ご利用資格年齢……18才以上66才未満で完済時80才未満の方	10,000万円以内
農機ハウスローン (個人型)	農家組合員の皆様の頑張る明日を一緒にサポートします。 ご利用資格年齢……18才以上で完済時80才未満の方	1,000万円以内
(ワイド)営農ローン	営農運転資金と生活資金を当座貸越の方式で融資します。契約口座に入金することで、ご返済となります。 ご利用資格年齢……20才以上80才未満の方	1,000万円以内

(注) 借入最高限度は異なることがあります。

【一般資金のご案内】

種 類	内 容	貸付限度
農業施設資金	農業生産に必要な施設に係る資金を融資します。	所要資金の範囲内 弾力金利対応
アグリメイク資金	農業全般にオールマイティーに対応する資金を融資します。 (JAバンクより利子補給を受けられる場合もあります。)	事業費の範囲内
住宅資金	合理的な生活を営むため、必要な住宅の取得にかかる資金を融資します。	事業費の範囲内
農業外事業資金	営農生活以外の事業に係る資金を融資します。	事業費の範囲内

なお、上記資金以外に下記の資金がご利用いただけます。

- 共済資金貸付金 ● 耐久消費財購入資金貸付金 ● 一般資金貸付金
- 小規模事業資金貸付金 ● 負債整理資金貸付金 ● 地方公共団体等貸付金 ● 協同活動資金貸付金

【制度・転貸資金のご案内】

種 類	制 度 の 趣 旨
農 業 近 代 化 資 金	農業者等が資本装備の高度化及び経営の近代化を図るために必要な資金を、国及び県の助成(利子補給)により低利で融資します。
農 業 振 興 資 金	国の融資制度の対象とならない分野で特に本県農業振興上必要となる部門に対し融資します。
農 業 改 良 資 金	農業者が農業経営又は農家生活の改善に必要な資金を融資します。
日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	(各資金の種類) ●スーパーL資金 ●経営体育成強化資金 ●農林漁業セーフティネット資金 ●青年等就農資金など

【貸出金手数料】

資 金 名	内 容		手 数 料 金 額	
住 宅 関 連 資 金 (賃 貸 含 む)	融資手数料		10,000円	
	一部繰上償還手数料	窓口	5,000円	
		ネットバンク	無料	
	全額繰上償還手数料	借入経過期間	5年以内	100,000円
			10年以内	80,000円
			15年以内	50,000円
			20年以内	20,000円
20年超			10,000円	
借入残年数5年以下		無料		
全 資 金	融資手数料(貯担・共担・住宅関連資金は除く)		1,000円	
	融資残高証明書手数料	所定	400円	
		所定外	1,000円	
	融資払込証明書手数料		400円	
	ローンカード再発行		1,000円	
	償還条件変更手数料		5,000円	
共 担 ・ 貯 担	融資手数料		500円	
(根) 抵 当 権	解除証書再発行手数料		1,000円	

(注) 消費税は含みません。

◇為替業務

全国のJA・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通じて全国のどこの金融機関へでも振込や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできる内国為替をお取り扱いしています。

【各種サービスのご案内】

種 類	サ ー ビ ス の 内 容
キ ャ ッ シ ュ カ ー ド	全国のJAのほか、全国キャッシングサービス(MICS)開始により、銀行・信用金庫・信用組合などのCD・ATMでご利用いただけます。
J A カ ー ド	サインひとつで、国内・海外の百貨店、有名店、専門店などでお買物ができます。また、現金枠を設定いただければ、全国のJAの現金自動支払機でキャッシングがご利用できます。
自 動 支 払 サ ー ビ ス	公共料金(電気・電話・ガス・水道・NHK受信料)のほか地方税、クレジットの利用代金、学費、ローンの返済の代金決済をご指定の貯金口座から、自動的にお支払いいたします。
年 金 ・ 給 与 等 振 込 サ ー ビ ス	各種年金・給与等がご指定の貯金口座に自動的に振り込まれます。

◇手数料のご案内

【為替手数料(税込)】

項 目			徴求単位	組員	員 外	
店 内 振 込 手 数 料	窓 口	3万円未満	1件につき	無 料	110円	
		3万円以上	1件につき		330円	
	振 込 機	3万円未満			無 料	
		3万円以上			無 料	
本 支 所 宛 振 込 手 数 料	窓 口	3万円未満	1件につき	無 料	110円	
		3万円以上	1件につき		330円	
	振 込 機	3万円未満			無 料	
		3万円以上			無 料	
本人振込の無通帳取引			1件につき		330円	
系 統 あ て 為 替	送 金		1件につき		440円	
	振 込	文 書 扱	3万円未満	1件につき		330円
			3万円以上	1件につき		550円
		電 信 扱	3万円未満	1件につき		330円
			3万円以上	1件につき		550円
		振 込 機	3万円未満	1件につき		110円
			3万円以上	1件につき		330円
	送金・振込の組戻料			1件につき		770円
	代金取立	店頭入金分		1件につき		220円
		県内あて	普通扱	1件につき		440円
			至急扱	1件につき		440円
		県外あて	普通扱	1件につき		660円
	至急扱		1件につき		880円	
	取立手形組戻料			1通につき		770円
	取立手形店頭呈示料			1通につき		770円
	不渡手形返却料			1通につき		770円
他 行 あ て 為 替	送 金		1件につき		880円	
	振 込	文 書 扱	3万円未満	1件につき		550円
			3万円以上	1件につき		770円
		電 信 扱	3万円未満	1件につき		660円
			3万円以上	1件につき		880円
		振 込 機	3万円未満	1件につき		330円
			3万円以上	1件につき		550円
	送金・振込の組戻料			1件につき		770円
	代金取立	店頭入金分		1件につき		220円
		普通扱		1件につき		660円
		至急扱		1件につき		880円
	取立手形組戻料			1通につき		770円
	取立手形店頭呈示料			1通につき		770円
	不渡手形返却料			1通につき		770円

【各種貯金手数料】

種 類		徴求単位	手数料(税込)
貯 金 残 高 証 明 書 発 行 手 数 料		1通につき	440円
取 引 明 細 発 行 手 数 料		1口座1年につき	440円
通 帳 ・ 証 書 再 発 行 手 数 料		1冊につき	1,100円
キ ャ ッ シ ュ カ ー ド 再 発 行 手 数 料		1枚につき	1,100円
ICキャッシュカード	新 規 申 込 手 数 料	1枚につき	無 料
	移行カードから切替手数料	1枚につき	無 料
	再 発 行	1枚につき	1,100円

【両替手数料】

両替枚数	手数料(税込)	両替枚数	手数料(税込)
1枚~50枚	無 料	601枚~700枚	770円
51枚~300枚	330円	701枚~800枚	880円
301枚~400枚	440円	801枚~900枚	990円
401枚~500枚	550円	901枚以上	1,100円
501枚~600枚	660円		

(注) お取引一件あたり

【ATMによるお取り扱い】

		項 目			徴求単位	手数料(税込)	
		区 分	取引日	取引時間		入出金	
ネット 手数料	現金 自動化 機器	自農協内取引	平 日 土曜日 日曜日 祝 日	稼働時間(終日)		無 料	
		全国ネット (県外農協) 内取引	平 日	8:00~21:00		無 料	
			土曜日 日曜日 祝 日	稼働時間(終日)			
		三菱東京UFJ銀行 郵貯代行取引 鹿銀代行取引	平 日		8:00~ 8:45	1回につき	110円
					8:45~18:00		無 料
					18:00~21:00	1回につき	110円
			土曜日 日曜日 祝 日	稼働時間(終日)	1回につき	110円	
		コンビニATM セブン銀行 (セブンイレブン)	平 日		8:00~ 9:00	1回につき	220円
					9:00~18:00	1回につき	110円
					18:00~21:00	1回につき	220円
			土曜日 日曜日 祝 日	8:00~21:00	1回につき	220円	

(注) 1. ATM(現金自動化機器)稼働時間については、各設置場所によって異なりますので、最寄りのJA各支所、または各金融機関等へお問い合わせ下さい。

尚、三菱東京UFJ銀行、鹿銀代行取引は、出金のみのお取り扱いとなっております。

2. コンビニATMの「イーネットATM」及び「ローソンATM」は、おもに全国のファミリーマートやローソン等に設置されているATMをいいます。ただし、鹿児島県内のコンビニには他金融機関がATMを設置している場合があります、設置金融機関により手数料が異なります。ATM掲示のポスター等をご確認のうえ、お取引ください。

3. セブン銀行、コンビニATMの「イーネットATM」及び「ローソンATM」の手数料につきましては、「JAバンク優遇プログラム」により、月毎の手数料無料回数を設けております。詳しくは最寄りのJA各支所へお問い合わせ下さい。

■共済事業

JA共済は、JAが行う地域密着型の総合事業の一環として、組合員・利用者の皆様の生命・傷害・家屋・財産を相互扶助によりトータルに保障しています。事業実施当初から生命保障と損害保障の両方を実施しており、日常生活のうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えできます。

JA共済では、生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を展開しています。

◇JA共済の仕組み

JA共済は、平成17年4月1日から、JAとJA共済連が共同で共済契約をお引き受けしています。JAとJA共済連がそれぞれの役割を担い、組合員・利用者の皆様に密着した生活総合保障活動を行っています。

【主な共済商品のご案内】 ～多彩な特約で、保障内容を自由に設計できます～

	種 類	し く み と 特 色
長 期 共 済	終 身 共 済	万一のときはもちろん、ニーズにあわせた特約により保障内容を自由に設計できる確かな生涯保障プランです。
	一 時 払 終 身 共 済	まとまった資金を活用して、万一年に備える一生涯のプランです。
	養 老 生 命 共 済	一定期間の万一のときの保障とともに、資金形成ニーズにも応えるプランです。
	定 期 生 命 共 済 (逡 減 期 間 設 定 型)	ライフステージに応じて保障金額を逡減させることで、お手頃な共済掛金で必要十分な万一年保障をしっかり準備できます。逡減開始時期は、一定の範囲内で任意に設定可能であり、柔軟な保障設計ができます。
	こ ど も 共 済	お子さまの入学資金や結婚・独立資金の準備に最適なプランです。共済契約者(親)が万一のときは、満期まで毎年養育年金を受け取れるプランもあります。
	医 療 共 済	病気やケガによる入院・手術を手厚く保障するプランです。ニーズに合わせて、保障期間や共済掛金払込期間が選べるほか、万一年の保障や先進医療保障を加えたり、がん保障を充実させることもできます。
	引受緩和型定期医療共済 (がんばるけあスマイル)	健康上の不安がある方でもご加入しやすい医療共済です。一定期間の病気やケガによる入院・手術を保障するとともに、共済期間の満了まで健康に過ごされたときは健康祝金をお支払いします。
	が ん 共 済	上皮内がんを含む様々な“がん”や脳腫瘍に対し、入院・手術・放射線治療はもちろん、抗がん剤治療やホルモン剤治療、がん性疼痛等の緩和のための在宅医療も保障します。通算の支払限度なく、所定の治療を受けた月ごとに共済金を受け取れます。
	特 定 重 度 疾 病 共 済	三大疾病やその他の生活習慣病(糖尿病、肝硬変、慢性じん不全、慢性すい炎)などを保障するプランです。
	認 知 症 共 済	認知症に対する保障で、診断確定および公的介護保険要介護1認定にてまとまった共済金をお支払いいたします。軽度認知障害(MCI)に対する保障もあり、改善治療にも備えられます。
	介 護 共 済	要介護状態となったときの資金準備のためのプランです。公的介護保険制度と連動しており、介護の不安を保障します。
	生 活 障 害 共 済	病気・ケガを問わず、身体が障害状態になった場合の経済的な損失を保障します。身体障害者手帳制度と連動した保障であり、一時的な支出の増加に備える「一時金型」と収入減少に備え継続的に受取れる「定期年金型」をお選びいただけます。
	建 物 更 生 共 済 (む て き プ ラ ス)	火災はもちろん、地震や台風などの自然災害も幅広く保障します。また、「実損てん補方式」という支払方法を導入し、加入額を限度に損害額を共済金として受取れるプランもあります。
	予 定 利 率 変 動 型 年 金 共 済 (ラ イ フ ロ ー ド)	老後の生活資金準備のためのプランです。医師の診査なしの簡単な手続きで加入できます。また、最低保証予定利率が設定されているので安心です。
短 期 共 済	自 動 車 共 済	相手方への対人・対物賠償保障をはじめ、ご自身・ご家族のための傷害保障、車両保障など、万一年の自動車事故を幅広く保障します。また、家庭用自動車共済「クルママスター」なら安心の充実保障で、自動車事故のリスクを幅広くカバーします。
	自 賠 責 共 済	法律によってすべての自動車※・および原付が対象となります。 ※一部対象外有
	農 業 者 賠 償 責 任 共 済	施設賠償や生産物賠償など、農業において発生するさまざまな賠償責任のリスクを幅広く保障します。

あなたのライフプランを、JA共済がバックアップ

■農業関連事業

◇販売事業

生産者から消費者へ、新鮮で安心・安全な農畜産物をお届けする事業を展開しています。生産者が生産した農畜産物を市場に出荷するほか、「地産地消」の取り組みとして、「川内とれたて市場」「宮之城ちくりん館」「産直センター い～さ市場」の各農産物直売所での販売や「インショップ事業」の展開により、消費者に直接農家が持ち寄った地元でとれた農産物を提供しています。また、積極的な販売促進活動によるJA北さつまのファン獲得に取り組んでいます。

◇購買事業

生産資材部門は、肥料・飼料・農薬のほか、農産物の種子や園芸資材等を販売しています。米や野菜などを出荷している農家向けの品物だけでなく、家庭菜園向けの品物も取り揃えています。また、生活部門では、「本格焼酎 薩摩のさつま PRIDE」「JA北さつまかるかん」「北さつま茶」等の地元産原料を使用したプライベートブランド商品の普及拡大に取り組んでいます。

(2) 系統セーフティネット(貯金者保護の取り組み)

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度(農水産業協同組合貯金保険制度)」との2重のセーフティネットで守られています。

○「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法(農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律)」に則り、JAバンク会員(JA・信連・農林中金)総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

○「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々のJA等の経営状況についてチェック(モニタリング)を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2025年3月末における残高は1,654億円となっています。

○「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

○貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構(農水産業協同組合貯金保険機構)の責任準備金残高は、2025年3月末現在で4,862億円となっています。

【 経営資料 】

I. 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位:千円)

資産の部 科 目	令和6年度 金 額	令和7年度 金 額	負債及び純資産の部 科 目	令和6年度 金 額	令和7年度 金 額
1. 信用事業資産	138,527,298	137,781,966	1. 信用事業負債	142,697,571	142,771,442
(1) 現 金	982,572	822,580	(1) 貯 金	142,387,535	142,307,360
(2) 預 金	99,858,483	97,365,361	(2) 借 入 金	2,084	381
系 統 預 金	99,843,575	97,344,058	(3) その他の信用事業負債	262,952	421,701
系 統 外 預 金	14,908	21,303	未 払 費 用	22,040	77,313
(3) 有 価 証 券	956,950	1,295,290	そ の 他 の 負 債	240,912	344,388
国 債	956,950	1,295,290	(4) 債 務 保 証	45,000	42,000
(4) 貸 出 金	36,726,627	38,135,714	2. 共済事業負債	317,109	326,736
(5) その他の信用事業資産	128,514	281,116	(1) 共 済 借 入 金	—	—
未 収 収 益	113,679	279,415	(2) 共 済 資 金	80,560	89,774
そ の 他 の 資 産	14,835	1,701	(3) 共 済 未 払 利 息	—	—
(6) 債 務 保 証 見 返	45,000	42,000	(4) 未 経 過 共 済 付 加 収 入	233,296	234,504
(7) 貸 倒 引 当 金	△ 170,848	△ 160,095	(5) 共 済 未 払 費 用	1,992	1,165
2. 共済事業資産	5,689	6,375	(6) その他の共済事業負債	1,261	1,293
(1) 共 済 貸 付 金	—	—	3. 経済事業負債	1,294,856	1,603,102
(2) 共 済 未 収 利 息	—	—	(1) 経 済 事 業 未 払 金	454,588	538,713
(3) その他の共済事業資産	5,689	6,375	(2) 経 済 受 託 債 務	833,268	1,057,389
3. 経済事業資産	4,716,487	6,231,609	(3) その他の経済事業負債	7,000	7,000
(1) 受 取 手 形	2,527	2,649	4. 雑負債	478,522	538,275
(2) 経 済 事 業 未 収 金	1,087,509	920,885	(1) 未 払 法 人 税 等	52,000	87,000
(3) 経 済 受 託 債 権	2,868,436	4,522,243	(2) リ ー ス 債 務	15,311	10,623
(4) 棚 卸 資 産	732,574	751,675	(3) 資 産 除 去 債 務	4,486	4,506
購 買 品	208,476	191,534	(4) そ の 他 の 負 債	406,725	436,146
そ の 他 の 棚 卸 資 産	524,098	560,141	5. 諸引当金	928,002	839,018
(5) その他の経済事業資産	127,394	130,159	(1) 賞 与 引 当 金	115,233	111,768
(うち預託家畜)	(75,947)	(78,042)	(2) 退 職 給 付 引 当 金	812,769	727,250
(6) 貸 倒 引 当 金	△ 101,953	△ 96,002	(3) ポ イ ン ト 引 当 金	—	—
4. 雑資産	730,857	671,978	6. 再評価に係る繰延税金負債	199,728	204,677
5. 固定資産	2,930,483	2,817,511	負債の部合計	145,915,788	146,283,250
(1) 有 形 固 定 資 産	2,930,483	2,817,511	1. 組合員資本	6,467,647	6,743,715
建 物	5,228,628	5,167,970	(1) 出 資 金	2,929,751	2,918,806
機 械 装 置	1,208,137	1,146,603	(2) 資 本 準 備 金	4,390	4,390
土 地	2,129,571	2,096,058	(3) 利 益 剩 余 金	3,666,874	3,928,622
リ ー ス 資 産	21,818	21,818	利 益 準 備 金	2,248,901	2,298,901
建 設 仮 勘 定	—	—	そ の 他 利 益 剩 余 金	1,417,973	1,629,721
そ の 他 有 形 固 定 資 産	1,442,399	1,466,851	特 別 積 立 金	87,866	87,866
減 価 償 却 累 計 額	△ 7,100,070	△ 7,081,789	経 営 基 盤 強 化 積 立 金	856,000	906,000
(2) 無 形 固 定 資 産	—	—	自 然 災 害 対 策 積 立 金	60,000	70,000
6. 外部出資	5,743,204	5,743,528	畜 産 経 営 安 定 積 立 金	120,000	130,000
(1) 外 部 出 資	5,743,204	5,743,528	当 期 未 処 分 剩 余 金	294,107	435,855
系 統 出 資	5,503,900	5,503,900	(うち当期剰余金)	(163,296)	(288,319)
系 統 外 出 資	236,304	236,628	(4) 処 分 未 済 持 分	△ 133,368	△ 108,103
子 会 社 等 出 資	3,000	3,000	2. 評価・換算差額等	354,435	289,396
(2) 外部出資等損失引当金	—	—	(1) そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 36,684	△ 95,854
7. 繰延税金資産	83,852	63,394	(2) 土 地 再 評 価 差 額 金	391,119	385,250
資産の部合計	152,737,870	153,316,361	純資産の部合計	6,822,082	7,033,111
			負債及び純資産の部合計	152,737,870	153,316,361

2. 損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和6年度	令和7年度	科 目	令和6年度	令和7年度
1. 事業総利益	3,036,927	3,264,661	2. 事業管理費	2,827,262	2,892,661
事業収益	8,993,147	9,462,871	(1) 人 件 費	2,011,159	2,033,024
事業費用	5,956,220	6,198,210	(2) 業 務 費	301,275	317,869
(1) 信用事業収益	971,762	1,223,187	(3) 諸 税 負 担 金	85,550	88,644
資金運用収益	866,122	1,118,114	(4) 施 設 費	398,016	421,488
(うち預金利息)	(475,798)	(678,384)	(5) その他事業管理費	31,262	31,636
(うち有価証券利息)	(5,253)	(13,143)	事業利益	209,665	372,000
(うち貸出金利息)	(385,070)	(426,587)	3. 事業外収益	83,923	106,140
役務取引等収益	50,301	55,752	(1) 受 取 雑 利 息	3,267	4,012
その他経常収益	55,339	49,321	(2) 受 取 出 資 配 当 金	32,684	30,743
(2) 信用事業費用	177,165	413,850	(3) 賃 貸 料	14,303	14,368
資金調達費用	70,428	281,922	(4) 償 却 債 権 取 立 益	1,540	13,780
(うち貯金利息)	(70,225)	(281,793)	(5) 預 り 金 取 崩 益	—	—
(うち給付補填備金繰入)	(36)	(99)	(6) 固 定 資 産 圧 縮 戻 入 益	—	—
(うち借入金利息)	(32)	—	(7) 雑 収 入	32,129	43,237
(うちその他支払利息)	(135)	(30)	4. 事業外費用	12,819	13,454
その他経常費用	106,737	131,928	(1) 支 払 雑 利 息	—	—
(うち貸倒引当金繰入額)	(△ 6,736)	(7,121)	(2) 寄 付 金	145	135
(うち貸出金償却)	—	—	(3) 雑 損 失	12,674	13,319
信用事業総利益	794,597	809,337	経 常 利 益	280,769	464,686
(3) 共済事業収益	866,098	851,064	5. 特別利益	29,992	24,570
共済付加収入	813,458	795,409	(1) 固 定 資 産 処 分 益	4,374	9,253
その他の収益	52,640	55,655	(2) 一 般 補 助 金	25,618	15,317
(4) 共済事業費用	75,873	76,561	6. 特別損失	109,244	90,137
その他の費用	75,873	76,561	(1) 固 定 資 産 処 分 損	1	343
共済事業総利益	790,225	774,503	(2) 固 定 資 産 圧 縮 損	25,618	1,784
(5) 購買事業収益	5,829,737	5,837,102	(3) 圧 縮 特 別 勘 定 繰 入	—	13,533
購買品供給高	5,719,608	5,735,728	(4) 減 損 損 失	83,625	74,477
購買手数料	23,336	28,492	(5) 信 用 払 戻 損 失	—	—
その他の収益	86,793	72,882	税 引 前 当 期 利 益	201,517	399,119
(6) 購買事業費用	5,128,476	5,076,869	法人税、住民税及び事業税	55,357	90,592
購買品供給原価	4,983,690	4,963,354	過年度法人税等戻入額	—	—
購買品供給費	112,195	104,868	過年度法人税等追徴税額	—	—
その他の費用	32,591	8,647	法人税等調整額	△ 17,136	20,208
(うち貸倒引当金繰入額)	(13,270)	(△ 7,918)	法人税等合計	38,221	110,800
(うち貸倒損失)	(1)	—	当期剰余金	163,296	288,319
購買事業総利益	701,261	760,233	当期首繰越剰余金	124,073	146,866
(7) 販売事業収益	530,514	626,308	会計方針の変更による累積的影響額	—	—
販売品販売高	69,308	62,231	遡及処理後当期首繰越剰余金	—	—
販売手数料	358,591	443,049	目的積立金取崩額	—	—
その他の収益	102,615	121,028	土地再評価差額金取崩額	6,738	670
(8) 販売事業費用	120,026	113,459	当期末処分剰余金	294,107	435,855
販売品販売原価	62,140	52,300			
販売費	44,930	43,194			
その他の費用	12,956	17,965			
販売事業総利益	410,488	512,849			
(9) 保管事業収益	69,047	84,550			
(10) 保管事業費用	22,280	25,978			
保管事業総利益	46,767	58,572			
(11) 加工事業収益	57,190	98,250			
(12) 加工事業費用	49,290	89,000			
加工事業総利益	7,900	9,250			
(13) 利用事業収益	435,643	470,041			
(14) 利用事業費用	155,899	186,303			
利用事業総利益	279,744	283,738			
(15) その他事業収益	474,664	530,767			
(16) その他事業費用	404,962	411,939			
その他事業総利益	69,702	118,828			
(17) 指導事業収入	44,245	41,575			
(18) 指導事業支出	108,002	104,224			
指導事業収支差額	△ 63,757	△ 62,649			

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円)

科 目	令和6年度	令和7年度	科 目	令和6年度	令和7年度
1.事業活動によるキャッシュ・フロー			2.投資活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	201,517	399,119	有価証券の取得による支出	△ 993,329	△ 396,680
減価償却費	97,806	99,668	補助金の受入による収入	23,919	15,317
減損損失	83,625	74,477	固定資産の取得による支出	△ 141,563	△ 70,259
貸倒引当金の増減額(△は減少)	3,046	△ 16,705	固定資産の売却による収入	4,374	16,210
賞与引当金の増減額(△は減少)	2,803	△ 3,465	外部出資による支出	—	△ 324
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△ 46,115	△ 85,519	外部出資の売却等による収入	—	—
その他引当金の増減額(△は減少)	—	—	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,106,599	△ 435,736
信用事業資金運用収益	△ 866,122	△ 1,118,114	3.財務活動によるキャッシュ・フロー		
信用事業資金調達費用	70,428	281,922	設備借入金の返済による支出	—	—
共済貸付金利息	—	—	出資の増額による収入	215,216	180,500
共済借入金利息	—	—	出資の払戻しによる支出	△ 209,032	△ 208,084
受取雑利息及び受取出資配当金	△ 35,950	△ 34,755	持分の取得による支出	△ 59,903	△ 48,200
支払雑利息	—	—	持分の譲渡による収入	57,190	73,465
有価証券関係損益(△は益)	△ 305	△ 830	出資配当金の支払額	△ 21,327	△ 27,241
固定資産売却損益(△は益)	△ 4,374	△ 8,910	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 17,856	△ 29,560
外部出資損失等引当金の増減額	—	—	4.現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	323,570	1,659,331
(信用事業活動による資産及び負債の増減)			5.現金及び現金同等物の期首残高	1,538,030	1,861,600
貸出金の純増(△)減	△ 1,390,797	△ 1,409,087	6.現金及び現金同等物の期末残高	1,861,600	3,520,931
預金の純増(△)減	3,756,630	4,312,445			
貯金の純増減(△)	△ 536,615	△ 80,175			
信用事業借入金の純増減(△)	△ 2,078	△ 1,703			
その他の信用事業資産の純増減	△ 7,164	16,133			
その他の信用事業負債の純増減	144,356	101,979			
(共済事業活動による資産及び負債の増減)					
共済貸付金の純増(△)減	—	—			
共済借入金の純増減(△)	—	—			
共済資金の純増減(△)	△ 8,246	9,214			
未経過共済付加収入の純増減	△ 4,322	1,208			
その他の共済事業資産の純増減	△ 3,492	△ 685			
その他の共済事業負債の純増減	△ 3,919	△ 794			
(経済事業活動による資産及び負債の増減)					
受取手形及び経済事業未収金の純増(△)減	△ 217,786	166,501			
経済受託債権の純増(△)減	△ 1,040,202	△ 1,653,807			
棚卸資産の純増(△)減	28,437	△ 19,441			
支払手形及び経済事業未払金の純増減(△)	37,639	84,124			
経済受託債務の純増減(△)	247,661	224,121			
その他の経済事業資産の純増減	12,697	△ 2,765			
その他の経済事業負債の純増減	△ 5,196	△ 4,688			
(その他の資産及び負債の増減)					
その他の資産の純増減	89,362	45,689			
その他の負債の純増減	75,676	32,743			
未払消費税の増減	3,763	13,337			
信用事業資金運用による収入	839,836	950,866			
信用事業資金調達による支出	△ 53,149	△ 226,639			
共済貸付金利息による収入	—	—			
共済借入金利息による支出	—	—			
小 計	1,469,450	2,145,464			
雑利息及び出資配当金の受取額	29,258	28,478			
雑利息の支払額	—	—			
法人税等の支払額	△ 50,683	△ 49,315			
事業活動によるキャッシュ・フロー	1,448,025	2,124,627			

4. 注記表

令和6年度

1.重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1)有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式 …移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
 - ア 時価のあるもの …時価法
 - イ 市場価格のない株式等 …移動平均法による原価法

(2)棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 購買品(農機) …個別法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- ② 購買品(肥料・農薬・飼料の単品管理品) …総平均法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- ③ 購買品(上記以外の購買品) …売価還元法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- ④ その他棚卸資産(加工品) …総平均法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- ⑤ その他棚卸資産(家畜) …個別法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(3)固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産(リース資産を除く)
定率法を採用しています。ただし平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、家畜は定額法を採用しています。
- ② リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しています。

(4)引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今

令和7年度

1.重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1)有価証券(株式形態の外部出資を含む)の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式 …移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
 - ア 時価のあるもの …時価法
 - イ 市場価格のない株式等 …移動平均法による原価法

(2)棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 購買品(農機) …個別法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- ② 購買品(肥料・農薬・飼料の単品管理品) …総平均法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- ③ 購買品(上記以外の購買品) …売価還元法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- ④ その他棚卸資産(加工品) …総平均法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)
- ⑤ その他棚卸資産(家畜) …個別法による原価法
(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(3)固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産(リース資産を除く)
定率法を採用しています。ただし平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、家畜は定額法を採用しています。
- ② リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しています。

(4)引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定要領、経理規程及び資産の償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今

後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績を基礎に、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

ア 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

イ 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により費用処理しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。

また、50,000千円未満の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき算出した金額を計上しています。

上記以外の債権については、今後の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、過去の一定期間における貸倒実績を基礎に、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産査定要領に基づき、融資担当部署等が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。

③ 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しています。

ア 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

イ 数理計算上の差異、過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の事業年度から費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による定額法により費用処理しています。

(5) 収益及び費用の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 保管事業

組合員が生産した米・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④ 加工事業

組合員が生産した農産物を原料に、加工品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤ 利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・葬祭施設・介護福祉施設等を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑥ その他事業

家畜を飼育し販売する事業を行っており、当組合は利用者等との契約に基づき、家畜を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、家畜の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑦ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経

① 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

② 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

③ 保管事業

組合員が生産した米・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。

④ 加工事業

組合員が生産した農産物を原料に、加工品等を製造して販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、加工した商品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑤ 利用事業

カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗センター・共同選果場・葬祭施設・介護福祉施設等を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑥ その他事業

家畜を飼育し販売する事業を行っており、当組合は利用者等との契約に基づき、家畜を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、家畜の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑦ 指導事業

組合員の営農にかかる各種相談・研修・経

理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(6) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(7) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法
当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益及び事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部取引及び内部損益を除去した額を記載しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 貸倒引当金

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額
貸倒引当金 272,801,728円
- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸倒引当金の算出方法は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準」「① 貸倒引当金」に記載しています。

債務者区分の判定は、貸出先の財務状況や将来の収支状況の見通しを勘案し、今後の返済能力等を総合的に評価して設定しています。

貸出先の財務状況や将来の収支状況が変化し、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 固定資産の減損

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額
減損損失 83,625,153円

理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(6) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引で、会計基準適用初年度開始前に取引を行ったものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

(7) 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法
当組合は、事業別の収益及び費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。よって、事業別の収益及び費用については、事業間の内部取引も含めて表示しております。

ただし、損益計算書の事業収益及び事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部取引及び内部損益を除去した額を記載しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

(1) 貸倒引当金

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額
貸倒引当金 256,096,843円
- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

貸倒引当金の算出方法は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準」「① 貸倒引当金」に記載しています。

債務者区分の判定は、貸出先の財務状況や将来の収支状況の見通しを勘案し、今後の返済能力等を総合的に評価して設定しています。

貸出先の財務状況や将来の収支状況が変化し、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 固定資産の減損

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額
減損損失 74,477,563円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、経営計画を基礎として一定の仮定を設定しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 83,908,976円
(繰延税金負債との相殺前)

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、1,754,357,544円であり、その内訳は次のとおりです。

建物	1,108,169,015円
機械装置	368,984,598円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、経営計画を基礎として一定の仮定を設定しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境及び組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 63,446,610円
(繰延税金負債との相殺前)

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において、将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は、1,695,246,742円であり、その内訳は次のとおりです。

建物	1,101,593,225円
機械装置	316,449,586円

土 地	10,952,822円
その他の有形固定資産	266,251,109円

(2) 担保に供している資産

定期預金3,000,000,000円を借入金(当座借越限度額3,000,000,000円)の担保に供しています。また、定期預金7,700,000,000円を為替決済の担保に、定期預金10,345,000円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、定期預金95,000,000円を子会社債務保証の担保に、定期預金29,110,000円をたばこ耕作貯金の担保に、定期預金180,000,000円を鹿児島県くみあい開発(株)との契約に伴う担保に、それぞれ供しています。

(3) 子会社に対する金銭債権及び金銭債務

子会社に対する金銭債権の総額 764,188円
子会社に対する金銭債務の総額 6,483,785円

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 74,144,640円
理事及び監事に対する金銭債務の総額 0円

(5) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は341,570,409円、危険債権額は72,486,639円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、三月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再

土 地	10,952,822円
その他の有形固定資産	266,251,109円

(2) 担保に供している資産

定期預金3,000,000,000円を借入金(当座借越限度額3,000,000,000円)の担保に供しています。また、定期預金7,700,000,000円を為替決済の担保に、定期預金9,500,000円を指定金融機関等の事務取扱に係る担保に、定期預金95,000,000円を子会社債務保証の担保に、定期預金29,110,000円をたばこ耕作貯金の担保に、定期預金180,000,000円を鹿児島県くみあい開発(株)との契約に伴う担保に、それぞれ供しています。

(3) 子会社に対する金銭債権及び金銭債務

子会社に対する金銭債権の総額 695,973円
子会社に対する金銭債務の総額 7,777,611円

(4) 役員との間の取引による役員に対する金銭債権及び金銭債務

理事及び監事に対する金銭債権の総額 55,010,776円
理事及び監事に対する金銭債務の総額 0円

(5) 債権のうち農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額及びその合計額

債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権額は315,148,078円、危険債権額は51,263,895円です。

なお、破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。)です。

債権のうち、3ヶ月以上延滞債権額、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再

建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は414,057,048円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(6) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- ① 再評価を行った年月日 平成12年2月29日
- ② 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 164,925,623円
- ③ 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

(7) 総合ポイント制度にかかる未使用ポイントの取り扱い

当組合が付与した総合ポイントの未使用分(過年度分を含む)15,440,648円については、還元時に損金処理が認められる法人税法上の取り扱いをふまえて「前払費用」を計上する一方、将来においては還元時により損失発生が見込まれることから同額を「雑負債」に計上し、両者を相殺表示しています。

4. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社との取引高の総額

子会社との取引による収益総額	517,550円
うち事業取引高	517,550円
子会社との取引による費用総額	2,594円
うち事業取引高	2,594円

建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しないものです。

破綻更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、3ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は366,411,973円です。

なお、上記に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(6) 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- ① 再評価を行った年月日 平成12年2月29日
- ② 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 171,162,844円
- ③ 同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める、当該事業用土地について地方税法第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)に合理的な調整を行って算出しました。

(7) 総合ポイント制度にかかる未使用ポイントの取り扱い

当組合が付与した総合ポイントの未使用分(過年度分を含む)16,240,926円については、還元時に損金処理が認められる法人税法上の取り扱いをふまえて「前払費用」を計上する一方、将来においては還元時により損失発生が見込まれることから同額を「雑負債」に計上し、両者を相殺表示しています。

4. 損益計算書に関する注記

(1) 子会社との取引高の総額

子会社との取引による収益総額	402,452円
うち事業取引高	402,452円
子会社との取引による費用総額	13,482円
うち事業取引高	13,482円

(2) 減損損失に関する事項

① グルーピングの方法と共用資産の概要

当組合では、支所・事業所を基本にグルーピングし、農業関連施設は共用資産としています。また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本所については、共用資産と一般資産に区分し、本所(共用)をJA全体の共用資産と認識しています。また、川内総合支所、伊佐総合支所については、共用資産と一般資産に区分し、川内総合支所(共用)、伊佐総合支所(共用)をそれぞれの地区全体の共用資産と認識しています。

② 減損損失を認識した資産又は資産グループの概要と減損損失の金額

減損損失を認識した資産又は資産グループの概要と減損損失の金額は、次のとおりです。

場 所	用 途	種 類	金 額
水引支所	営業用 店 舗	土地、 建物他	27,783,037円 (土地 19,348,035円) (建物等 8,435,002円)
こしき支所	営業用 店 舗	土地、 器具備 品 他	4,632,909円 (土地 522,610円) (建物等 4,110,299円)
平川支所	営業用 店 舗	土地、 建物他	16,469,609円 (土地 5,437,166円) (建物等 11,032,443円)
山崎支所	営業用 店 舗	建物他	7,564,941円 (土地 0円) (建物等 7,564,941円)
繁殖牛 センター	営業用 店 舗	繁殖牛	3,200,991円
入来給油所	営業用 店 舗	土 地	1,882,576円
菱刈給油所	営業用 店 舗	土 地	859,395円
川内農機 センター	営業用 店 舗	土地、 建物付属 設 備 他	1,815,704円 (土地 812,636円) (構築物他 1,003,068円)
さつま茶 センター	営業用 店 舗	土地、 建物他	6,861,043円 (土地 6,239,880円) (建物等 621,163円)
旧永利支所	遊休資産	土 地	288,012円
旧樋脇支所	遊休資産	土 地	1,253,785円
旧入来支所	遊休資産	土 地	2,670,556円
旧こしき支所 上 甌 中 横	遊休資産	土 地	61,064円
旧 小 木 原 事 業 所	遊休資産	土 地	124,174円
旧 平 出 水 支 所	遊休資産	土 地	1,069,765円
旧北部支所	遊休資産	土 地	215円
旧東給油所	遊休資産	土 地	71,937円

(2) 減損損失に関する事項

① グルーピングの方法と共用資産の概要

当組合では、支所・事業所を基本にグルーピングし、農業関連施設は共用資産としています。また、業務外固定資産(遊休資産と賃貸固定資産)については、各固定資産をグルーピングの最小単位としています。

本所については、共用資産と一般資産に区分し、本所(共用)をJA全体の共用資産と認識しています。また、川内総合支所、伊佐総合支所については、共用資産と一般資産に区分し、川内総合支所(共用)、伊佐総合支所(共用)をそれぞれの地区全体の共用資産と認識しています。

② 減損損失を認識した資産又は資産グループの概要と減損損失の金額

減損損失を認識した資産又は資産グループの概要と減損損失の金額は、次のとおりです。

場 所	用 途	種 類	金 額
こしき支所	営業用 店 舗	土 地	115,379円
川内農機 センター	営業用 店 舗	土 地	138,107円
山崎支所 (購 買)	遊休資産	建 物	877,883円
鶴田支所 (購 買)	遊休資産	土地、 建 物	7,296,640円 (土地 6,658,653円) (建物等 637,987円)
薩摩支所 (購 買)	遊休資産	建物他	9,719,243円
祁答院支所 (購 買)	遊休資産	建物他	4,062,217円
旧樋脇支所	遊休資産	土 地	383,050円
樋脇支所 (購 買)	遊休資産	建物他	14,629,198円
旧入来支所	遊休資産	土 地	777,359円
旧こしき支所 上 甌 中 横	遊休資産	土 地	145,563円
旧川内整備工場	遊休資産	土 地	407,501円
菱刈農機 センター	遊休資産	建物附 属設備	633,167円
ACプラザライズ	遊休資産	土 地	83,674円
高齢者介護(遊)	遊休資産	建物他	14,712,236円
ふれあい センター	遊休資産	建物附 属設備	922,095円
菱刈育成牛 センター	遊休資産	土地、 建 物 他	19,574,251円 (土地 18,864,873円) (建物等 709,378円)
合 計			74,477,563円 (土地 27,574,159円) (建物等 46,903,404円)

旧大田給油所	遊休資産	土地	669,490円
旧川内整備工場	遊休資産	土地	1,365,871円
ACプラザライズ	遊休資産	土地	565,586円
高齢者介護(遊)	遊休資産	建物他	620,776円
旧樋脇農産加工	遊休資産	土地	464,754円
旧サテライト東郷	遊休資産	土地	495,970円
入来ライスセンター	遊休資産	土地、建物他	1,217,691円 (土地 555,149円) (建物等 662,542円)
旧樋脇製茶工場	遊休資産	土地	1,048,090円
旧川内肥育牛センター	遊休資産	土地	567,212円
合計			83,625,153円 (土地 46,373,928円) (建物等 37,251,225円)

③ 減損損失を認識するに至った経緯

平川支所・山崎支所については、令和7年2月末をもって購買事業を廃止したことに伴い、回収可能価額が著しく低下するため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

上記2支所を除く営業用店舗については、当該店舗の営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

旧永利支所から旧川内肥育牛センターについては、遊休資産であり早期処分対象であることから、処分可能価額で評価し、帳簿価格との差額を減損損失として認識しました。

④ 回収可能価額の算定方法

土地等の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産評価額等に合理的な調整を行って算定しています。

建物の回収可能価額については、時価の評価が困難であるため評価していませんが、建物等撤去費用については、合理的な見積りを行って算定しています。

なお、一部の土地、建物については、不動産鑑定評価額を用いて算定しています。

③ 減損損失を認識するに至った経緯

営業用店舗については、当該店舗の営業収支が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

薩摩支所・祁答院支所・樋脇支所の購買部門については、令和8年2月末をもって事業を廃止したことに伴い遊休資産となるため、処分可能価額で評価し、帳簿価格との差額を減損損失として認識しました。

山崎支所・鶴田支所の購買部門については、令和7年2月末で事業廃止し、用途変更をして使用予定でしたが、令和8年度以降の使用見込がないため遊休資産とし、旧菱刈育成牛センターについては、令和8年度以降事業休止とし遊休資産となるため、処分可能価額で評価し、帳簿価格との差額を減損損失として認識しました。

旧樋脇支所から旧ふれあいセンターについては、遊休資産であり早期処分対象であることから、処分可能価額で評価し、帳簿価格との差額を減損損失として認識しました。

④ 回収可能価額の算定方法

土地等の回収可能価額については正味売却価額を採用しており、その時価は固定資産評価額等に合理的な調整を行って算定しています。

建物の回収可能価額については、時価の評価が困難であるため評価していませんが、建物等撤去費用については、合理的な見積りを行って算定しています。

なお、一部の土地、建物については、不動産鑑定評価額を用いて算定しています。

(3) 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額

購買品供給原価には収益性の低下に伴う簿価切下げにより、△35,682円の棚卸評価損が含まれています。また、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、加工事業費用には堆肥センターにおいて24,681円の棚卸評価損が含まれています。その他事業費用には肥育牛センター等において1,357,173円の棚卸評価損が含まれています。(△は戻入額を示しています)

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を鹿児島県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債などの有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金と有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

当事業年度末における貸出金のうち、8.1%は農業に対するものであり、当該農業をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従って債務履行がなされない可能性があります。

なお、有価証券は、主に債券であり、その他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

また、経済受託債権は主として米仮渡金であり、米穀共同計算の結果によっては債権の一部が毀損するリスクがあります。

また、経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

ア.信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本所に総合企画部審査課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基

(3) 棚卸資産の収益性低下に伴う簿価切下額

購買品供給原価には収益性の低下に伴う簿価切下げにより、△1,408,358円の棚卸評価損が含まれています。また、収益性の低下に伴う簿価切下げにより、加工事業費用には堆肥センターにおいて△234,250円の棚卸評価損が含まれています。その他事業費用には肥育牛センター等において△5,475,898円の棚卸評価損が含まれています。(△は戻入額を示しています)

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を鹿児島県信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債などの債券による運用を行っています。

② 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金と有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

当事業年度末における貸出金のうち、8.9%は農業に対するものであり、当該農業をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従って債務履行がなされない可能性があります。

なお、有価証券は、主に債券であり、その他有価証券で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

また、経済受託債権は主として米仮渡金であり、米穀共同計算の結果によっては債権の一部が毀損するリスクがあります。

また、経済事業未収金は、組合員等の信用リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

ア.信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件又は大口案件については理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本所に総合企画部審査課を設置し各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基

準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ.市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債権、貸出金、貯金及び経済受託債権です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.45%上昇したものと想定した場合には、

準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産及び財務の健全化に努めています。

イ.市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化及び財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及び当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債権、貸出金、貯金及び経済受託債権です。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.50%上昇したものと想定した場合には、

経済価値が347,578,270円減少するものと把握しています。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ウ.資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は次表には含めておりません。

(単位:円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	99,858,483,428	99,679,848,088	△178,635,340
有価証券	956,950,000	956,950,000	
その他有価証券	956,950,000	956,950,000	
貸出金	36,726,627,140		
貸倒引当金(注1)	△170,848,427		
貸倒引当金控除後	36,555,778,713	36,355,257,535	△200,521,178
経済事業未収金	1,087,508,927		
経済受託債権	2,868,435,839		
貸倒引当金(注2)	△101,953,301		
貸倒引当金控除後	3,853,991,465	3,853,991,465	—
資産計	141,225,203,606	140,846,047,088	△379,156,518
貯 金	142,387,534,967	142,208,059,731	△179,475,236
負債計	142,387,534,967	142,208,059,731	△179,475,236

経済価値が363,153,868円減少するものと把握しています。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

ウ.資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものを含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は次表には含めておりません。

(単位:円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 金	97,365,361,562	97,136,182,139	△229,179,423
有価証券	1,295,290,000	1,295,290,000	—
その他有価証券	1,295,290,000	1,295,290,000	—
貸出金	38,135,713,851		
貸倒引当金(注1)	△160,095,221		
貸倒引当金控除後	37,975,618,630	37,054,600,802	△921,017,828
経済事業未収金	920,885,307		
経済受託債権	4,522,242,825		
貸倒引当金(注2)	△96,001,622		
貸倒引当金控除後	5,347,126,510	5,347,126,510	—
資産計	141,983,396,702	140,833,199,451	△1,150,197,251
貯 金	142,307,360,226	142,074,477,921	△232,882,305
負債計	142,307,360,226	142,074,477,921	△232,882,305

(注1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(注2) 経済事業未収金及び経済受託債権に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

ア. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap以下「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ. 有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。

ウ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

エ. 経済事業未収金及び経済受託債権

経済事業未収金及び経済受託債権については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

ア. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金について

(注1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

(注2) 経済事業未収金及び経済受託債権に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

ア. 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap以下「OIS」という。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

イ. 有価証券

国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。

ウ. 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

エ. 経済事業未収金及び経済受託債権

経済事業未収金及び経済受託債権については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権・期限の利益を喪失した債権等について、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

ア. 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金について

は、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

- ③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:円)

	貸借対照表計上額
外部出資	5,743,203,701
合計	5,743,203,701

- ④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内
預 金	93,558,483,428	-	-
貸出金(注1.2)	4,711,219,539	2,639,661,459	2,506,189,356
有価証券 (その他有価証券のうち 満期があるもの)	-	-	-
経済事業未収金	1,087,508,927	-	-
経済受託債権	2,868,435,839	-	-
合計	102,225,647,733	2,639,661,459	2,506,189,356
	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	6,300,000,000	-	-
貸出金(注1.2)	3,385,230,379	2,443,929,572	20,777,170,233
有価証券 (その他有価証券のうち 満期があるもの)	-	-	1,000,000,000
経済事業未収金	-	-	-
経済受託債権	-	-	-
合計	9,685,230,379	2,443,929,572	21,777,170,233

(注1) 貸出金のうち、当座貸越586,853,569円については「1年以内」に含めています。

(注2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等263,226,602円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

- ⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内
貯金(注1)	137,806,883,588	1,884,243,244	2,120,708,364

は、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

- ③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位:円)

	貸借対照表計上額
外部出資	5,743,527,520
合計	5,743,527,520

- ④ 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内
預 金	91,065,361,562	-	6,300,000,000
貸出金(注1.2)	4,907,570,859	2,858,146,139	3,760,178,264
有価証券 (その他有価証券のうち 満期があるもの)	-	-	-
経済事業未収金	920,885,307	-	-
経済受託債権	4,522,242,825	-	-
合計	101,416,060,553	2,858,146,139	10,060,178,264
	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預 金	-	-	-
貸出金(注1.2)	2,815,371,927	2,398,378,706	21,155,215,610
有価証券 (その他有価証券のうち 満期があるもの)	-	200,000,000	1,200,000,000
経済事業未収金	-	-	-
経済受託債権	-	-	-
合計	2,815,371,927	2,598,378,706	22,355,215,610

(注1) 貸出金のうち、当座貸越444,673,378円については「1年以内」に含めています。

(注2) 貸出金のうち、3ヶ月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等240,852,346円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

- ⑤ 有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位:円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内
貯金(注1)	138,251,928,153	1,747,761,393	1,873,599,690

合計	137,806,883,588	1,884,243,244	2,120,708,364
	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(注1)	162,336,687	410,578,084	2,785,000
合計	162,336,687	410,578,084	2,785,000

(注1)貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6.有価証券に関する注記

(1)有価証券の時価及び評価差額

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① その他有価証券

その他有価証券においては、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:円)

種類		貸借対照表計上額	取得原価 又は償却 原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却 原価を越えないもの	国債	956,950,000	993,633,604	△36,683,604
合計		956,950,000	993,633,604	△36,683,604

7.退職給付に関する注記

(1)退職給付に係る注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため(財)鹿児島県農協役職員共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

- ② 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表
- | | |
|--------------|----------------------|
| 期首における退職給付債務 | 2,125,884,151円 |
| 勤務費用 | 87,555,737円 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 19,513,332円 |
| 退職給付の支払額 | <u>△144,901,553円</u> |
| 期末における退職給付債務 | 2,088,051,667円 |

- ③ 年金資産の期首残高と期末残高の調整表
- | | |
|--------------|-----------------|
| 期首における年金資産 | △1,299,283,673円 |
| 期待運用収益 | △14,292,120円 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 791,219円 |

合計	138,251,928,153	1,747,761,393	1,873,599,690
	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(注1)	266,632,662	165,770,327	1,668,001
合計	266,632,662	165,770,327	1,668,001

(注1)貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6.有価証券に関する注記

(1)有価証券の時価及び評価差額

有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりです。

① その他有価証券

その他有価証券においては、種類ごとの取得原価又は償却原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位:円)

種類		貸借対照表計上額	取得原価 又は償却 原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価又は償却 原価を越えないもの	国債	1,295,290,000	1,391,143,816	△95,853,816
合計		1,295,290,000	1,391,143,816	△95,853,816

7.退職給付に関する注記

(1)退職給付に係る注記

① 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、職員退職給与規程に基づき、退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため(財)鹿児島県農協役職員共済会との契約による退職金共済制度を採用しています。

また、令和7年5月に60歳から65歳への定年延長に伴う退職一時金制度の変更を行っています。

- ② 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表
- | | |
|--------------|---------------------|
| 期首における退職給付債務 | 2,088,051,667円 |
| 勤務費用 | 87,908,912円 |
| 過去勤務費用の発生額 | △130,364,088円 |
| 数理計算上の差異の発生額 | △327,878,349円 |
| 退職給付の支払額 | <u>△91,946,698円</u> |
| 期末における退職給付債務 | 1,625,771,444円 |

- ③ 年金資産の期首残高と期末残高の調整表
- | | |
|--------------|-----------------|
| 期首における年金資産 | △1,260,648,958円 |
| 期待運用収益 | △13,867,139円 |
| 数理計算上の差異の発生額 | △2,029,723円 |

特定退職共済制度への拠出金	△65,326,000円
退職給付の支払額	117,461,616円
期末における年金資産	△1,260,648,958円
④ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表	
退職給付債務	2,088,051,667円
特定退職共済制度	△1,260,648,958円
未積立退職給付債務	827,402,709円
未認識数理計算上の差異	△39,416,124円
未認識過去勤務費用	24,782,170円
貸借対照表計上額純額	812,768,755円
退職給付引当金	812,768,755円
⑤ 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	87,555,737円
期待運用収益	△14,292,120円
数理計算上の差異の費用処理額	△21,395,864円
過去勤務費用の費用処理額	△5,217,299円
合計	46,650,454円
⑥ 年金資産の主な内訳	
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。	
債券	13.90%
預金	1.92%
共済預け金	84.18%
合計	100.00%
⑦ 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載	
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。	
⑧ 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項	
割引率	0.0%
長期期待運用収益率	1.1%

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金23,595,313円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は195,145,000円となっています。

特定退職共済制度への拠出金	△64,022,794円
退職給付の支払額	61,536,932円
期末における年金資産	△1,279,031,682円
④ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表	
退職給付債務	1,625,771,444円
特定退職共済制度	△1,279,031,682円
未積立退職給付債務	346,739,762円
未認識数理計算上の差異	245,065,860円
未認識過去勤務費用	135,444,061円
貸借対照表計上額純額	727,249,683円
退職給付引当金	727,249,683円
⑤ 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	87,908,912円
期待運用収益	△13,867,139円
数理計算上の差異の費用処理額	△45,426,088円
過去勤務費用の費用処理額	△19,702,197円
合計	8,913,488円
⑥ 年金資産の主な内訳	
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。	
債券	15.15%
預金	3.83%
共済預け金	81.02%
合計	100.00%
⑦ 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載	
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しています。	
⑧ 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項	
割引率	2.1%
長期期待運用収益率	1.1%

(2) 特例業務負担金の将来見込額

人件費(うち福利厚生費)には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金23,120,607円を含めて計上しています。

なお、同組合より示された令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は169,157,000円となっています。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	41,481,606円
退職給付引当金	218,361,548円
賞与引当金	31,386,787円
固定資産減損損失	230,098,194円
その他	<u>61,756,192円</u>
繰延税金資産小計	583,084,327円
評価性引当額	<u>△499,175,351円</u>
繰延税金資産合計(A)	83,908,976円
繰延税金負債	
資産除去債務に対する資産	<u>△56,399円</u>
繰延税金負債合計(B)	<u>△56,399円</u>
繰延税金資産の純額(A)+(B)	83,852,577円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.24%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.03%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.20%
住民税均等割等	2.88%
過年度法人税等戻入額	△1.65%
評価性引当額の増減	△9.83%
その他	0.49%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	18.96%

(3) 当事業年度の末日以降にあった税率変更の内容及び影響

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、令和9年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については従来の27.24%から27.95%に変更されます。なお、変更後の法定実効税率を当事業年度末に適用した場合の影響は軽微であります。

9. 収益認識に関する注記

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(5) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

8. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金	35,254,203円
退職給付引当金	203,266,286円
賞与引当金	31,239,188円
固定資産減損損失	236,082,651円
その他有価証券評価差額	26,791,142円
その他	<u>57,051,940円</u>
繰延税金資産小計	589,685,410円
評価性引当額	<u>△526,238,800円</u>
繰延税金資産合計(A)	63,446,610円
繰延税金負債	
資産除去債務に対する資産	<u>△52,161円</u>
繰延税金負債合計(B)	<u>△52,161円</u>
繰延税金資産の純額(A)+(B)	63,394,449円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.24%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.23%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.04%
住民税均等割等	1.45%
過年度法人税等戻入額	△0.67%
評価性引当額の増減	△0.61%
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	△0.40%
その他	0.56%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.76%

(3) 当事業年度の末日以降にあった税率変更の内容及び影響

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和9年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の27.24%から27.95%に変更されます。当該税率変更が計算書類に与える影響は軽微であります。

9. 収益認識に関する注記

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(5) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

10. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

(1) 現金及び現金同等物の資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

(2) 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(単位:千円)

現金及び預金勘定	100,841,055
別段預金、定期性預金及び譲渡性預金	<u>△98,979,455</u>
現金及び現金同等物	1,861,600

10. キャッシュ・フロー計算書に関する注記

(1) 現金及び現金同等物の資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」及び「預金」のうち、「現金」及び「預金」の中の当座預金、普通預金及び通知預金となっています。

(2) 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(単位:千円)

現金及び預金勘定	98,187,941
別段預金、定期性預金及び譲渡性預金	<u>△94,667,010</u>
現金及び現金同等物	3,520,931

5. 剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	令和6年度	令和7年度
1. 当期末処分剰余金	294,107	435,855
2. 剰余金処分額	147,241	261,375
(1) 利益準備金	50,000	60,000
(2) 任意積立金	70,000	160,000
(経営基盤強化積立金)	(50,000)	(120,000)
(自然災害対策積立金)	(10,000)	(20,000)
(畜産経営安定積立金)	(10,000)	(20,000)
(3) 出資配当金	27,241	41,375
3. 次期繰越剰余金	146,866	174,480

(注) 1. 令和6年度の出資配当金は、年1.0%の割合です。

令和7年度の出資配当金は、年1.5%の割合です。

2. 令和6年度・令和7年度の任意積立金における目的積立金の種類及び積立目的、積立目標額、取崩基準等は次のとおりです。

(1) 経営基盤強化積立金

【積立目的】 金融経済環境の急激な変化や会計等法制度の変更に伴う利益の減少への対処、並びに財務健全化を目的とした支出に充てるため。

【積立目標額】 令和6年度:10億円 令和7年度:20億円

【取崩基準】 目的に伴う事由により、組合の経営に重大な影響を及ぼす事象が発生した場合、理事会の決議により必要と認められた額を取り崩す。

(2) 自然災害対策積立金

【積立目的】 自然災害および病疫等により、農家組合員の営農の継続が困難になる等、経営に支障が出た場合に緊急支援が行えるよう積み立てる。

【積立目標額】 令和6年度:2億円 令和7年度:2億円

【取崩基準】 目的に伴う事由により、組合員に対し緊急支援を行う場合、理事会の決議により必要と認められた額を取り崩す。

(3) 畜産経営安定積立金

【積立目的】 畜産環境の急激な変化等に伴う利益の減少に対処し、組合の健全な発展をはかることを目的に積み立てる。

【積立目標額】 令和6年度:2億円 令和7年度:2億円

【取崩基準】 畜産環境の急激な変化等に伴い肥育牛センター等の畜産事業に多額の損失が生じた場合、理事会の決議により必要と認められた額を取り崩す。

3. 令和6年度の次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額9,000千円が含まれています。

令和7年度の次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額15,000千円が含まれています。

6. 部門別損益計算書(令和7年度)

(単位:千円)

区 分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①	9,762,844	1,223,186	851,064	5,587,887	2,059,132	41,575	
事業費用②	6,498,183	413,850	76,561	4,485,831	1,417,717	104,224	
事業総利益 (① - ②)③	3,264,661	809,336	774,503	1,102,056	641,415	△ 62,649	
事業管理費④	2,892,661	607,361	514,495	830,838	794,307	145,660	
（うち減価償却費）⑤	99,668	17,746	16,412	38,174	25,338	1,998	
（うち人件費）⑤'	2,033,024	436,758	390,524	571,144	504,099	130,499	
※うち共通管理費⑥		203,034	187,769	270,801	197,917	22,854	△ 882,375
（うち減価償却費）⑦		17,746	16,412	23,670	17,299	1,998	△ 77,125
（うち人件費）⑦'		70,978	65,642	94,667	69,189	7,989	△ 308,465
事業利益 (③ - ④)⑧	372,000	201,975	260,008	271,218	△ 152,892	△ 208,309	
事業外収益⑨	106,140	33,244	18,009	31,403	21,290	2,194	
※うち共通分⑩		19,464	18,009	25,973	18,984	2,194	△ 84,624
事業外費用⑪	13,454	1,509	1,396	6,363	4,016	170	
※うち共通分⑫		1,509	1,396	2,014	1,472	170	△ 6,561
経常利益 (⑧ + ⑨ - ⑪)⑬	464,686	233,710	276,621	296,258	△ 135,618	△ 206,285	
特別利益⑭	24,570	4,992	4,619	9,527	4,869	563	
※うち共通分⑮		4,992	4,619	6,662	4,869	563	△ 21,705
特別損失⑯	90,137	20,653	19,109	27,904	20,143	2,328	
※うち共通分⑰		20,653	19,109	27,561	20,143	2,328	△ 89,794
税引前当期利益 (⑬ + ⑭ - ⑯)⑱	399,119	218,049	262,131	277,881	△ 150,892	△ 208,050	
営農指導事業 分配賦額⑲		50,598	48,434	68,906	40,112	△ 208,050	
営農指導事業 分配賦後 税引前当期利益 (⑱ - ⑲)⑳	399,119	167,451	213,697	208,975	△ 191,004		

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

※①事業収益・②事業費用の「計」の欄は、各事業の収益・費用の単純合計を記載しています。一方、損益計算書の事業収益・事業費用については、農業協同組合法施行規則に従い、各事業間の内部取引を控除した額(299,973千円)を記載しています。このため両者は一致していません。

(注) 1. 共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

(1) 共通管理費等 人件費割合(50%)及び事業総利益割合(50%)で配賦

(2) 営農指導事業 事業総利益割合で配賦

2. 〈配賦割合〉 (1)の配賦基準で算出した配賦の割合

(単位:%)

区 分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	23.01	21.28	30.69	22.43	2.59	100.00
営農指導事業	24.32	23.28	33.12	19.28		100.00

7. 財務諸表の正確性等にかかる確認

確 認 書

- 1 私は、当JAの令和7年3月1日から令和8年2月28日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和8年6月10日
北さつま農業協同組合
代表理事組合長 下口 和幸

8. 会計監査人の監査

令和6年度及び令和7年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

II. 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位:千円、口、人、%)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経常収益(事業収益)	9,953,448	10,037,054	9,724,683	9,278,902	9,762,844
信用事業収益	952,823	916,592	943,611	971,761	1,223,186
共済事業収益	996,774	961,721	887,282	866,098	851,064
農業関連事業収益	5,238,595	5,471,259	5,265,780	5,134,872	5,587,887
生活その他事業収益	2,725,776	2,649,043	2,584,698	2,261,926	2,059,132
営農指導事業収益	39,480	38,439	43,312	44,245	41,575
経常利益	253,030	248,048	266,758	280,769	464,686
当期剰余金	102,960	124,807	158,163	163,296	288,319
出資金 (出資口数)	2,872,117 (2,872,117)	2,876,804 (2,876,804)	2,910,961 (2,910,961)	2,929,751 (2,929,751)	2,918,806 (2,918,806)
純資産額	6,436,632	6,543,194	6,700,720	6,822,082	7,033,111
総資産額	154,153,186	154,926,320	152,716,126	152,737,870	153,316,361
貯金等残高	144,205,657	145,208,556	142,924,150	142,387,535	142,307,360
貸出金残高	34,387,488	34,711,975	35,335,830	36,726,627	38,135,714
有価証券残高	—	—	—	956,950	1,295,290
剰余金配当金額	18,901	18,683	21,327	27,241	41,375
出資配当額	18,901	18,683	21,327	27,241	41,375
事業利用分量配当額	—	—	—	—	—
職員数	469	430	414	397	381
単体自己資本比率	10.93	11.20	11.45	11.74	13.41

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取り扱いはありません。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位:千円、%)

項目	令和6年度	令和7年度	増減
資金運用収支	795,694	836,192	40,498
役務取引等収支	50,301	55,752	5,451
その他信用事業収支	△ 51,398	△ 82,607	△ 31,209
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	845,995 (0.59)	891,944 (0.64)	45,949 (0.05)
事業粗利益 (事業粗利益率)	3,000,382 (1.92)	3,231,619 (2.08)	231,237 (0.16)
事業純益	97,972	256,084	158,112
実質事業純益	173,120	338,957	165,837
コア事業純益	173,120	338,957	165,837
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)	173,120	338,957	165,837

3. 資金運用収支の内訳

(単位:千円、%)

項 目	令和6年度			令和7年度		
	平均残高	利 息	利 回	平均残高	利 息	利回
資 金 運 用 勘 定	142,069,092	866,121	0.61	138,728,192	1,118,114	0.81
うち 預 金	104,848,280	475,798	0.45	99,329,507	678,384	0.68
うち 有 価 証 券	589,268	5,253	0.89	1,254,852	13,143	1.05
うち 貸 出 金	36,631,544	385,070	1.05	38,143,833	426,587	1.12
資 金 調 達 勘 定	146,916,890	70,257	0.05	144,983,241	281,793	0.19
うち 貯 金・定 期 積 金	146,906,618	70,225	0.05	144,982,059	281,793	0.19
うち 譲 渡 性 貯 金	—	—	—	—	—	—
うち 借 入 金	10,272	32	0.31	1,182	0	0.00
総 資 金 利 ざ や			0.32			0.33

(注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率(資金調達利回＋経費率)

2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、信連(又は中金)からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位:千円)

項 目	令和6年度増減額	令和7年度増減額
受 取 利 息	19,444	251,993
うち 預 金	4,626	202,586
うち 有 価 証 券	5,253	7,890
うち 貸 出 金	9,565	41,517
支 払 利 息	62,092	211,536
うち 貯 金・定 期 積 金	62,071	211,568
うち 譲 渡 性 貯 金	—	—
うち 借 入 金	21	△ 32
差 引	81,536	463,529

(注) 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の預金には、信連(又は中金)からの事業利用分量配当金、奨励金が含まれています。

Ⅲ. 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

①科目別貯金平均残高

(単位：千円、%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
流 動 性 貯 金	80,056,293(54.5)	80,323,636(55.4)	267,343
定 期 性 貯 金	66,706,580(45.4)	64,541,883(44.5)	△ 2,164,697
そ の 他 の 貯 金	109,665(0.1)	117,385(0.1)	7,720
計	146,872,538(100.0)	144,982,904(100.0)	△ 1,889,634
譲 渡 性 貯 金	—	—	—
合 計	146,872,538(100.0)	144,982,904(100.0)	△ 1,889,634

(注) 1. 流動性貯金=当座貯金+普通貯金+貯蓄貯金+通知貯金

2. 定期性貯金=定期貯金+定期積金

3. ()内は構成比です。

②定期貯金残高

(単位：千円、%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
定 期 貯 金	62,732,226(100.0)	60,886,580(100.0)	△ 1,845,646
うち固定自由金利定期	62,726,928(99.9)	60,883,934(99.9)	△ 1,842,994
うち変動自由金利定期	5,298(0.1)	2,646(0.1)	△ 2,652

(注) 1. 固定自由金利定期:預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動自由金利定期:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. ()内は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

①科目別貸出金平均残高

(単位：千円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
手 形 貸 付	1,109,685	1,070,132	△ 39,553
証 書 貸 付	34,533,106	36,250,785	1,717,679
当 座 貸 越	999,963	830,395	△ 169,568
割 引 手 形	—	—	—
合 計	36,642,754	38,151,312	1,508,558

②貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：千円、%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
固 定 金 利 貸 出	34,803,940(94.8)	36,424,650(95.5)	1,620,710
変 動 金 利 貸 出	1,922,687(5.2)	1,711,063(4.5)	△ 211,624
合 計	36,726,627(100.0)	38,135,713(100.0)	1,409,086

(注) ()内は構成比です。

③貸出金の担保別内訳残高

(単位:千円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
貯金・定期積金等	83,691	76,592	△ 7,099
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	—	—	—
そ の 他 担 保 物	—	—	—
小 計	83,691	76,592	△ 7,099
農業信用基金協会保証	12,607,136	13,063,244	456,108
そ の 他 保 証	8,079,542	7,813,079	△ 266,463
小 計	20,686,678	20,876,323	189,645
信 用	15,956,258	17,182,798	1,226,540
合 計	36,726,627	38,135,713	1,409,086

④債務保証見返額の担保別内訳残高

(単位:千円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
貯金・定期積金等	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	45,000	42,000	△ 3,000
そ の 他 担 保 物	—	—	—
小 計	45,000	42,000	△ 3,000
信 用	—	—	—
合 計	45,000	42,000	△ 3,000

⑤貸出金の用途別内訳残高

(単位:千円、%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
設 備 資 金	23,266,262(63.3)	23,233,038(61.0)	△ 33,224
運 転 資 金	13,460,365(36.7)	14,902,675(39.0)	1,442,310
合 計	36,726,627(100.0)	38,135,713(100.0)	1,409,086

(注) ()内は構成比です。

⑥貸出金の業種別残高

(単位:千円、%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
農 業	2,975,579(8.1)	3,240,966(8.5)	265,387
林 業	22,133(0.1)	31,006(0.0)	8,873
水 産 業	53,241(0.1)	55,768(0.1)	2,527
製 造 業	3,888,443(10.6)	4,179,385(11.0)	290,942
鉱 業	243,621(0.7)	236,612(0.6)	△ 7,009
建 設 ・ 不 動 産 業	1,779,044(4.8)	1,789,960(4.7)	10,916
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	319,527(0.9)	294,497(0.8)	△ 25,030
運 輸 ・ 通 信 業	433,876(1.2)	454,876(1.2)	21,000
金 融 ・ 保 険 業	131,157(0.4)	155,063(0.4)	23,906
卸 売 ・ 小 売 ・ サ ー ビ ス 業 ・ 飲 食 業	4,562,365(12.4)	4,794,571(12.6)	232,206
地 方 公 共 団 体	10,564,894(28.7)	11,967,792(31.4)	1,402,898
非 営 利 法 人	—	—	—
そ の 他	11,752,747(32.0)	10,935,217(28.7)	△ 817,530
合 計	36,726,627(100.0)	38,135,713(100.0)	1,409,086

(注) ()内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

⑦主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位:千円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
農 業	3,536,612	3,507,219	△ 29,393
穀 作	301,993	482,847	180,854
野 菜 ・ 園 芸	122,953	167,783	44,830
果 樹 ・ 樹 園 農 業	41,616	94,644	53,028
工 芸 作 物	200,091	194,849	△ 5,242
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	700,395	930,338	229,943
養 鶏 ・ 養 卵	97,265	108,314	11,049
養 蚕	3,254	501	△ 2,753
そ の 他 農 業	2,069,045	1,527,943	△ 541,102
農 業 関 連 団 体 等	—	—	—
合 計	3,536,612	3,507,219	△ 29,393

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。

なお、上記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、JAや全農(経済連)とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

〔貸出金〕

(単位:千円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	1,507,465	1,383,712	△ 123,753
農 業 制 度 資 金	2,029,147	2,123,507	94,360
農 業 近 代 化 資 金	1,634,380	1,710,934	76,554
そ の 他 制 度 資 金	394,767	412,573	17,806
合 計	3,536,612	3,507,219	△ 29,393

- (注) 1. プロパー資金とは、当JA原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJAが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金(スーパーS資金)や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

⑧農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位:百万円)

債権区分	債権額	保全額				
		担 保	保 証	引 当	合 計	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和6年度	342	39	180	105	324
	令和7年度	315	21	182	89	292
危 険 債 権	令和6年度	72	23	21	1	45
	令和7年度	51	17	20	1	38
要 管 理 債 権	令和6年度	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—
三 月 以 上 延 滞 債 権	令和6年度	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	令和6年度	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—
小 計	令和6年度	414	62	201	106	369
	令和7年度	366	38	202	90	330
正 常 債 権	令和6年度	36,514				
	令和7年度	38,146				
合 計	令和6年度	36,928				
	令和7年度	38,512				

- (注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
2. 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
3. 要管理債権
4.「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と5.「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権及び危険債権に該当しないものをいいます。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権及び三月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

6. 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記に掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

⑨元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑩貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:千円)

区 分	令和6年度					令和7年度				
	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	67,380	64,799	—	67,380	64,799	64,799	70,606	—	64,799	70,606
個別貸倒引当金	110,204	106,049	—	110,204	106,049	106,049	89,489	25,908	80,141	89,489
合 計	177,584	170,848	—	177,584	170,848	170,848	160,095	25,908	144,940	160,095

⑪貸出金償却の額

(単位:千円)

項 目	令和6年度	令和7年度
貸 出 金 償 却 額	—	—

(3)内国為替取扱実績

(単位:千件、千円)

種 類		令和6年度		令和7年度	
		仕 向	被仕向	仕 向	被仕向
送金・振込為替	件 数	196	260	171	249
	金 額	80,131,004	90,018,196	81,051,402	90,352,579
代金取立為替	件 数	—	2	1	1
	金 額	—	3,975	2,859	3,974
雑 為 替	件 数	3	3	3	3
	金 額	1,943,328	3,891,579	2,605,282	4,406,344
合 計	件 数	199	265	175	253
	金 額	82,074,332	93,913,750	83,659,543	94,762,897

(4) 有価証券に関する指標

①科目別貯金平均残高

(単位:千円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
国 債	589,268	1,267,122	677,854
地 方 債	—	—	—
政 府 保 証 債	—	—	—
金 融 債	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—
社 債	—	—	—
株 式	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—
合 計	589,268	1,267,122	677,854

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載しています。

②商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③有価証券残存期間別残高

(単位:千円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
令和6年度								
国 債	—	—	—	—	479,350	477,600	—	956,950
地 方 債	—	—	—	—	—	—	—	—
政 府 保 証 債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—
令和7年度								
国 債	—	—	195,740	—	1,099,550	—	—	1,295,290
地 方 債	—	—	—	—	—	—	—	—
政 府 保 証 債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
株 式	—	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—

(5) 有価証券等の時価情報等

①有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

(単位:千円)

	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に 含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に 含まれた評価差額
売 買 目 的 有 価 証 券	—	—	—	—

[満期保有目的の債券]

(単位:千円)

	種 類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を 超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	政 府 保 証 債	—	—	—	—	—	—
	金 融 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
時価が貸借対照表計上額を 超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	政 府 保 証 債	—	—	—	—	—	—
	金 融 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—	—	—	

[その他有価証券]

(単位:千円)

	種 類	令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価又は償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えるもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	—	—	—	—	—	—
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	—
	小 計	—	—	—	—	—	—
貸借対照表計上額が取得原価 又は償却原価を超えないもの	株 式	—	—	—	—	—	—
	債 券	—	—	—	—	—	—
	国 債	956,950	993,634	△ 36,684	1,295,290	1,391,144	△ 95,854
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	—
	小 計	956,950	993,634	△ 36,684	1,295,290	1,391,144	△ 95,854
合 計	956,950	993,634	△ 36,684	1,295,290	1,391,144	△ 95,854	

② 金銭の信託の時価情報

[運用目的の金銭の信託]

(単位:千円)

	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	—	—	—	—

[満期保有目的の金銭の信託]

(単位:千円)

	令和6年度					令和7年度				
	貸借対照表計上額	時 価	差 額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの	貸借対照表計上額	時 価	差 額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
の満期保有目的の金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

[その他の金銭の信託]

(単位:千円)

	令和6年度					令和7年度				
	貸借対照表計上額	取 得 価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取 得 価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
のその他の金銭の信託	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳であります。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

2. 共済取扱実績

(1) 長期共済保有高

(単位:件、千円)

種 類		令和6年度		令和7年度	
		件数	金額	件数	金額
生 命 系	終 身 共 済	14,636	109,035,319	14,285	103,390,032
	定 期 生 命 共 済	120	1,804,700	126	1,876,740
	養 老 生 命 共 済	5,651	26,461,363	5,112	23,998,860
	うちこども共済	3,518	6,435,000	3,302	6,024,400
	医 療 共 済	12,667	787,250	12,348	673,550
	が ん 共 済	3,171	830,000	3,194	778,000
	定 期 医 療 共 済	251	317,100	237	294,100
	介 護 共 済	539	528,978	532	543,691
	認 知 症 共 済	120		112	
	生 活 障 害 共 済	126		118	
	特 定 重 度 疾 病 共 済	231		215	
	年 金 共 済	8,816	—	8,507	—
	建 物 更 生 共 済	30,083	288,742,600	29,638	286,918,696
合 計	76,411	428,507,310	74,424	418,473,669	

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(生命系共済は死亡保障の金額(付加された定期特約金額等を含む))を記載しています。

(2) 医療系共済の共済金額保有高

(単位:件、千円)

種 類		令和6年度		令和7年度	
		件数	金額	件数	金額
医 療 共 済	12,667	50,595	12,348	46,950	
		1,006,854		1,047,124	
が ん 共 済	3,171	19,746	3,194	17,956	
				45,450	
定 期 医 療 共 済	251	1,095	237	1,027	
合 計	16,089	1,078,290	15,779	1,158,507	

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しています。

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位:件、千円)

種 類		令和6年度		令和7年度	
		件数	金額	件数	金額
介 護 共 済	539	1,508,240	532	1,500,385	
認 知 症 共 済	120	287,500	112	259,000	
生 活 障 害 共 済 (一 時 金 型)	23	307,500	22	259,500	
生 活 障 害 共 済 (定 期 年 金 型)	103	119,600	96	111,300	
特 定 重 度 疾 病 共 済	231	616,200	215	525,100	

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しています。

(4) 年金共済の年金保有高

(単位: 件、千円)

種 類	令和6年度		令和7年度	
	件数	金額	件数	金額
年金開始前	5,213	2,394,277	4,924	2,263,948
年金開始後	3,603	1,516,776	3,583	1,518,387
合 計	8,816	3,911,053	8,507	3,782,335

(注) 金額は、年金年額を記載しています。

(5) 短期共済新契約高

(単位: 件、千円)

種 類	令和6年度			令和7年度		
	件数	金額	掛金	件数	金額	掛金
火災共済	2,440	17,693,720	19,996	2,351	16,909,830	18,959
自動車共済	25,001		939,436	24,700		952,996
傷害共済	14,646	65,112,500	3,961	14,402	61,221,500	3,812
団体定期生命共済	209	209,000	397	209	209,000	401
定額定期生命共済	—	—	—	—	—	—
賠償責任共済	215		846	204		857
自賠責共済	13,229		217,232	14,567		241,076
合 計	55,740		1,181,868	56,433		1,218,101

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額(死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。)を記載しています。

3. 農業・生活その他事業取扱実績

(1) 購買事業取扱実績

① 買取購買品 (単位: 千円)

品 目	令和6年度	令和7年度	
	取扱高	取扱高	
生産資材	肥料	522,636	573,470
	飼料	1,902,235	1,851,083
	農薬	487,028	512,090
	その他	409,271	444,691
計	3,321,170	3,381,334	
燃料	L P ガス	349,712	354,352
	燃料	1,235,936	981,590
	計	1,585,648	1,335,942
農業機械	614,095	763,610	
生活資材	食料類	94,533	90,635
	生活資材	60,329	64,176
	住宅	121,727	136,544
	商品券	—	—
	その他	284,588	287,392
	計	561,177	578,747
合 計	6,082,090	6,059,633	

(注) 供給高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(2) 販売事業取扱実績

① 受託販売品 (単位: 千円)

品 目	令和6年度	令和7年度	
	取扱高	取扱高	
農産	米	1,964,375	2,685,925
	茶	533,705	1,304,914
	その他	710,963	803,077
	計	3,209,043	4,793,916
園芸	野菜	1,082,020	1,201,104
	果樹	336,097	328,065
	計	1,418,117	1,529,169
畜産	子牛	4,354,072	5,030,123
	肉牛	2,297,276	2,831,988
	成牛	159,946	254,814
	豚	342,089	358,447
計	7,153,383	8,475,372	
合 計	11,780,543	14,798,457	

(注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書においては純額で販売手数料として表示しています。

②買取販売品 (単位:千円)

品 目	令和6年度	令和7年度
	販売高	販売高
米	—	—
そ の 他	69,309	62,231
合 計	69,309	62,231

(注) 当期取扱高は総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(4) 利用事業取扱実績

(単位:千円)

会 計	項目	令和6年度	令和7年度
育苗センター	収益	25,437	26,761
	費用	12,553	14,797
	差引	12,884	11,964
ライスセンター	収益	31,957	37,571
	費用	23,147	26,483
	差引	8,810	11,088
カントリーエレベーター	収益	66,457	102,511
	費用	43,513	71,067
	差引	22,944	31,444
選果場・集荷場	収益	72,158	74,959
	費用	28,745	29,262
	差引	43,413	45,697
福祉センター	収益	107,745	109,606
	費用	36,180	33,054
	差引	71,565	76,552
葬祭センター	収益	122,847	107,012
	費用	2,536	2,685
	差引	120,311	104,327
そ の 他	収益	9,042	11,621
	費用	9,225	8,955
	差引	△ 183	2,666
合 計	収益	435,643	470,041
	費用	155,899	186,303
	差引	279,744	283,738

(注) 人件費等事業管理費は含まない。

(3) 保管事業取扱実績

(単位:千円)

項 目	令和6年度	令和7年度
収 益	69,047	84,550
費 用	22,280	25,978
差 引	46,767	58,572

(5) 加工事業取扱実績

(単位:千円)

会 計	項目	令和6年度	令和7年度
堆肥センター	収益	9,778	7,564
	費用	6,110	6,111
	差引	3,668	1,453
精白米事業	収益	47,412	90,686
	費用	43,180	82,889
	差引	4,232	7,797
合 計	収益	57,190	98,250
	費用	49,290	89,000
	差引	7,900	9,250

(注) 人件費等事業管理費は含まない。

(6) その他事業取扱実績

(単位:千円)

会 計	項目	令和6年度	令和7年度
キャトルセンター	収益	63,787	62,748
	費用	49,998	51,460
	差引	13,789	11,288
肥育牛センター	収益	381,155	408,979
	費用	334,427	334,791
	差引	46,728	74,188
繁殖牛センター	収益	14,410	47,031
	費用	16,343	18,149
	差引	△ 1,933	28,882
育成牛センター	収益	6,938	4,532
	費用	7,682	5,565
	差引	△ 744	△ 1,033
そ の 他	収益	8,374	7,477
	費用	△ 3,488	1,974
	差引	11,862	5,503
合 計	収益	474,664	530,767
	費用	404,962	411,939
	差引	69,702	118,828

(注) 人件費等事業管理費は含まない。

(7) 介護事業取扱実績

(単位:千円)

項目	令和6年度	令和7年度
収益	107,745	109,606
費用	102,259	102,651
差引	5,486	6,955

4. 指導事業

(単位:千円)

項目		令和6年度	令和7年度
収 入	賦課金	—	—
	指導事業補助金	1,776	1,674
	実費収入	42,469	39,901
	計	44,245	41,575
支 出	営農改善費	101,217	97,602
	生活文化事業費	6,785	6,622
	教育情報他	—	—
	計	108,002	104,224
差引		△ 63,757	△ 62,649

IV. 経営諸指標

1. 利益率

(単位:%)

項目	令和6年度	令和7年度	増減
総資産経常利益率	0.18	0.30	0.12
資本経常利益率	4.15	6.75	2.60
総資産当期純利益率	0.10	0.18	0.08
資本当期純利益率	2.41	4.19	1.78

(注) 1. 総資産経常利益率=経常利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

2. 資本経常利益率=経常利益/純資産勘定平均残高×100

3. 総資産当期純利益率

=当期剰余金(税引後)/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100

4. 資本当期純利益率=当期剰余金(税引後)/純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位:%)

区分		令和6年度	令和7年度	増減
貯貸率	期末	25.8	26.8	1.0
	期中平均	24.9	26.3	1.4
貯証率	期末	0.7	0.9	0.2
	期中平均	0.4	0.9	0.5

(注) 1. 貯貸率(期末)=貸出金残高/貯金残高×100

2. 貯貸率(期中平均)=貸出金平均残高/貯金平均残高×100

3. 貯証率(期末)=有価証券残高/貯金残高×100

4. 貯証率(期中平均)=有価証券平均残高/貯金平均残高×100

V. 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本にかかる基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	6,440,406	6,702,340
うち、出資金及び資本準備金の額	2,929,751	2,923,195
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	3,666,874	3,928,622
うち、外部流出予定額(△)	△ 27,241	△ 41,374
うち、上記以外に該当するものの額	△ 128,978	△ 108,103
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	75,147	82,873
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	75,147	82,873
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本にかかる基礎項目の額 (イ)	6,515,553	6,785,213
コア資本にかかる調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	—	—
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	—
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	—	—
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	6,515,553	6,785,213

(単位:千円、%)

項 目	令和6年度	令和7年度
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	49,736,183	49,037,893
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)		—
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	—	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額		—
勘定間の振替分		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	5,757,353	1,535,405
信用リスク・アセット調整額	—	
フロア調整額		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額(二)	55,493,536	50,573,298
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(二))	11.74	13.41

(注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。

2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMについては、令和7年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

(1) 信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

信用リスク・アセット	令和6年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	982,571	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	996,356	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	10,585,556	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	210,176	42,035	1,681
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	99,881,954	19,976,391	799,056
法人等向け	1,441,255	1,430,769	57,231
中小企業等向け及び個人向け	2,284,933	1,621,050	64,842
抵当権付住宅ローン	7,914,573	2,747,741	109,910
不動産取得等事業向け	—	—	—
三月以上延滞等	119,777	23,677	947
取立未済手形	9,788	—	—
信用保証協会等保証付	12,616,831	1,248,532	49,941
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
共済約款貸付	—	—	—
出資等	932,583	932,583	37,303
(うち出資等のエクスポージャー)	932,583	932,583	37,303
(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—
上記以外	14,435,155	21,713,405	868,536
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	—	—	—
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	4,810,620	12,026,552	481,062
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	83,852	209,632	8,385
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	—	—	—
(うち上記以外のエクスポージャー)	9,540,683	9,477,221	379,089

(単位:千円)

信用リスク・アセット		令和6年度		
		エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
証券化		—	—	—
	(うちSTC要件適用分)	—	—	—
	(うち非STC適用分)	—	—	—
再証券化		—	—	—
リスク・ウエイトのみなし計算が適用される エクスポージャー		—	—	—
	(うちルックスルー方式)	—	—	—
	(うちマンドート方式)	—	—	—
	(うち蓋然性方式250%)	—	—	—
	(うち蓋然性方式400%)	—	—	—
	(うちフォールバック方式)	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に 算入されるものの額		—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポ ージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算 入されなかったものの額(△)		—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー別計		152,411,508	49,736,183	1,989,447
CVAリスク相当額÷8%		—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー		—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)		152,411,508	49,736,183	1,989,447
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 (基礎的手法)	オペレーショナル・リスク相当額を 8%で除して得た額			所要自己資本額
	a		5,757,353	b=a×4% 230,294
所要自己資本額計	リスク・アセット等 (分母)計			所要自己資本額
	a		55,493,535	b=a×4% 2,219,741

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお従前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したものが該当します。

7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれます。
8. 当JAでは、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しています。
 (オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法))

$$\frac{(\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\%) \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

(2) 信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本比率の額ならびに区分ごとの内訳

信用リスク・アセット	令和7年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	822,580	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,395,486	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	12,000,489	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	1,621,430	324,286	12,971
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	97,540,074	19,510,195	780,408
(うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	18,220	7,734	309
(うち特定貸付債権向け)	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	2,504,015	1,840,801	73,632
(うちトランザクター向け)	1,040	468	19
不動産関連向け	8,902,901	3,711,976	148,479
(うち自己居住用不動産等向け)	8,701,179	3,628,008	145,120
(うち賃貸用不動産向け)	201,722	83,968	3,359
(うち事業用不動産関連向け)	—	—	—
(うちその他不動産関連向け)	—	—	—
(うちADC向け)	—	—	—
劣後債券及びその他資本性証券等	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産関連向けを除く。)	163,237	45,946	1,838
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—
取立未済手形	3,884	777	31
信用保証協会等による保証付	13,089,204	1,292,883	51,715
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
株式等	932,907	932,907	37,316
共済約款貸付	—	—	—

(単位:千円)

信用リスク・アセット		令和7年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
上記以外		14,059,367	21,370,388	854,816
	(うち重要な出資のエクスポージャー)	—	—	—
	(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	—	—	—
	(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	4,810,620	12,026,550	481,062
	(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	63,395	158,486	6,340
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	—	—	—
	(うち上記以外のエクスポージャー)	9,185,352	9,185,352	367,414
証券化		—	—	—
	(うちSTC要件適用分)	—	—	—
	(短期STC要件適用分)	—	—	—
	(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—
	(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—
再証券化		—	—	—
リスク・ウエイトのみなし計算が適用される エクスポージャー		—	—	—
	(うちルックスルー方式)	—	—	—
	(うちマンドート方式)	—	—	—
	(うち蓋然性方式250%)	—	—	—
	(うち蓋然性方式400%)	—	—	—
	(うちフォールバック方式)	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー計		—	—	—
CVAリスク相当額÷8%(簡便法)		—	—	—
中央清算機関関連エクスポージャー		—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)		153,053,794	49,037,893	1,961,515
オペレーショナル・リスクに 対する所要自己資本の額 (標準的計測手法)		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a	1,535,405	所要自己資本額 b=a×4% 61,416
所要自己資本額計		リスク・アセット等(分母)合計 a	50,573,298	所要自己資本額 b=a×4% 2,022,932

(3) オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位:千円)

	令和7年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	1,535,405
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	61,416
BI	1,023,603
BIC	122,832

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

3. 信用リスクに関する事項

(1) 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- ①リスク・ウエイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)
S&Pグローバル・レーティングズ(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注)「リスク・ウエイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

②リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

(2) 信用リスクに関するエクスポージャー（業種別、残存期間別）及び延滞エクスポージャーの期末残高

(単位:千円)

		令和6年度				令和7年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち 貸出金等	うち 債券	三月以上延滞 エク ス ポ ー ジ ャ ー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち 貸出金等	うち 債券	延滞 エ ク ス ポ ー ジ ャ ー
法人	農業	842,827	837,584	—	31,008	912,177	906,906	—	31,035
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	23,516	23,516	—	—	22,835	22,835	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	99,891,743	—	—	—	97,543,958	—	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	356,786	356,786	—	—	342,405	342,405	—	—
	日本国政府・地方公共団体	12,783,509	11,787,152	996,357	—	14,597,307	13,201,821	1,395,486	—
	上記以外	6,218,181	474,978	—	2,900	6,432,144	688,616	—	2,900
	個人	23,287,987	23,284,602	—	35,849	23,046,388	23,040,947	—	44,051
その他	9,006,959	—	—	50,020	10,156,580	—	—	85,251	
業種別残高計		152,411,508	36,764,618	996,357	119,777	153,053,794	38,203,530	1,395,486	163,237
残存期間別	1年以下	95,577,730	2,000,608	—		93,222,246	1,984,819	—	
	1年超3年以下	748,365	748,365	—		7,981,138	1,676,077	—	
	3年超5年以下	8,863,835	2,559,002	—		2,239,590	2,040,042	199,548	
	5年超7年以下	2,037,172	2,037,172	—		2,400,804	2,400,804	—	
	7年超10年以下	5,589,069	5,088,516	500,553		7,040,019	5,844,081	1,195,938	
	10年超	24,272,559	23,776,755	495,804		23,732,326	23,732,326	—	
	期限の定めのないもの	15,322,778	554,200	—		16,437,671	525,381	—	
残存期間別残高計		152,411,508	36,764,618	996,357		153,053,794	38,203,530	1,395,486	

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間及び融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミッ

トメントの融資可能残額も含めています。

3. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
4. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
5. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

(3) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:千円)

区 分	令和6年度					令和7年度				
	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	67,380	64,799	—	67,380	64,799	64,799	70,606	—	64,799	70,606
個別貸倒引当金	110,204	106,049	—	110,204	106,049	106,049	89,489	25,908	80,141	89,489

(4) 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位:千円)

区 分	令和6年度						令和7年度						
	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	貸出金 償 却	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	貸出金 償 却	
			目的使用	その他					目的使用	その他			
法 人	農業	24,966	25,621	—	24,966	25,621	—	25,621	25,764	—	25,621	25,764	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	1,464	1,001	—	1,464	1,001	—	1,001	452	—	1,001	452	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・ 飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
個 人	83,774	79,427	—	83,774	79,427	—	79,427	63,273	25,908	53,519	63,273	—	
業種別計	110,204	106,049	—	110,204	106,049	—	106,049	89,489	25,908	80,141	89,489	—	

(注) 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

(5) 信用リスク・アセット残高内訳表

【令和7年度】

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%)
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
現金	0	822,580	—	822,580	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	1,395,486	—	1,395,486	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	0~150	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	12,000,489	—	12,000,489	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	0~150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10~20	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	10~20	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	20	1,621,430	—	1,621,430	—	324,286	20
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20~150	97,540,074	—	97,540,074	—	19,510,195	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20~150	—	—	—	—	—	—
カバード・ボンド向け	10~100	—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	20~150	18,220	—	7,734	—	7,734	100
（うち特定貸付債権向け）	20~150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45~100	2,460,551	26,590	2,363,782	2,659	1,840,801	78
（うちトランザクター向け）	45	—	10,400	—	1,040	468	45
不動産関連向け	20~150	8,902,755	—	8,872,304	—	3,711,976	42
（うち自己居住用不動産等向け）	20~75	8,701,033	—	8,671,766	—	3,628,008	42
（うち賃貸用不動産向け）	30~150	201,722	—	200,538	—	83,968	42
（うち事業用不動産関連向け）	70~150	—	—	—	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	100~150	—	—	—	—	—	—
劣後債券及びその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産関連向けを除く。）	50~150	30,964	—	30,962	—	45,946	148
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	20	3,884	—	3,884	—	777	20
信用保証協会等による保証付	0~10	13,089,204	—	12,928,816	—	1,292,883	10
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250~400	932,907	—	932,907	—	932,907	100
共済約款貸付	0	—	—	—	—	—	—

(単位:千円)

項目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの 加重平均値(%)
		オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
		A	B	C	D	E	F(=E/(C+D))
上記以外	100~1250	14,059,367	—	14,059,367	—	21,370,388	152
(うち重要な出資のエクスポージャー)	1250	—	—	—	—	—	—
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	250~400	—	—	—	—	—	—
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)	250	4,810,620	—	4,810,620	—	12,026,550	250
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	250	63,395	—	63,395	—	158,486	250
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)	250	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)	150	—	—	—	—	—	—
(うち上記以外のエクスポージャー)	100	9,185,352	—	9,185,352	—	9,185,352	100
証券化	—	—	—	—	—	—	—
(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(短期STC要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—	—
未決済取引	—	—	—	—	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—	—	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)						49,037,893	

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年度については、記載しておりません。

(6) ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後および信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

【令和7年度】

(単位:百万円)

項目	信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)												
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計						
我が国の中央政府及び中央銀行向け	1,395	—	—	—	—	—	1,395						
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—						
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—						
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計					
我が国の地方公共団体向け	12,000	—	—	—	—	—	—	12,000					
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
地方三公社向け	—	—	1,621	—	—	—	—	1,621					
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計					
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計				
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	97,519	21	—	—	—	—	—	—	97,540				
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計				
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—				
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計			
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	—	—	—	—	—	8	—	—	—	8			
(うち特定貸付債権向け)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
	100%	150%	250%	400%	その他	合計							
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—						
株式等	—	—	—	933	—	—	—	—	933				
	45%	75%	85%	100%	その他	合計							
中堅中小企業等向け及び個人向け	1	1,938	215	201	11	2,366							
(うちトランザクター向け)	1	—	—	—	—	1							
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	1,144	809	2,317	—	—	—	1,175	1,082	—	2,127	—	18	8,672
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	29	—	—	134	—	22	—	—	—	—	—	16	201
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計						
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—					
	60%			その他				合計					
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	—			—				—					
	100%		150%		その他		合計						
不動産関連向け うちADC向け	—		—		—		—						
	50%		100%		150%		その他		合計				
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	1		—		30		—		31				
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	—		—		—		—		—				
	0%		10%		20%		100%		その他		合計		
現金	822		—		—		—		—		822		
取立未済手形	—		—		4		—		—		4		
信用保証協会等による保証付	—		12,925		—		—		4		12,929		
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	—		—		—		—		—		—		
共済約款貸付	—		—		—		—		—		—		

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和6年度については、記載していません。

(7) 信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウエイト1250%を適用する残高

(単位:千円)

		令和6年度		
		格付あり	格付なし	計
信用 リスク 削減 効果 勘案 後 残高	リスク・ウエイト0%	—	12,564,485	12,564,485
	リスク・ウエイト2%	—	—	—
	リスク・ウエイト4%	—	—	—
	リスク・ウエイト10%	—	12,616,831	12,616,831
	リスク・ウエイト20%	—	100,101,919	100,101,919
	リスク・ウエイト35%	—	7,914,572	7,914,572
	リスク・ウエイト50%	—	74,895	74,895
	リスク・ウエイト75%	—	2,284,933	2,284,933
	リスク・ウエイト100%	—	11,923,182	11,923,182
	リスク・ウエイト150%	—	36,218	36,218
	リスク・ウエイト250%	—	4,894,473	4,894,473
	その他	—	—	—
リスク・ウエイト1250%	—	—	—	
計	—	152,411,508	152,411,508	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウエイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウエイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウエイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウエイト1250%を適用したエクスポージャーがありますが、当JAにおいて該当はありません。

(8) 資産(オフ・バランス取引等含む)残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位:千円)

	令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前エクスポージャー		CCFの加重平均値 (%)	資産の額および与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	130,915,124	—	—	130,652,943
40%~70%	4,545,534	10,400	10	4,540,967
75%	1,954,463	12,077	10	1,938,243
80%	—	—	—	—
85%	215,472	—	—	215,472
90%~100%	218,250	15	10	208,568
105%~130%	—	—	—	—
150%	30,463	—	—	30,461
250%	932,908	—	—	932,908
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	6,331	4,098	10	3,547
合計	138,818,545	26,590	10	138,523,109

(注) 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

(1) 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、及び金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定

することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視及び管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

(2) 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位:千円)

区 分	令和6年度	
	適格金融資産担保	保 証
地方公共団体金融機構向け	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—
地方三公社向け	—	—
金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け	—	—
法人等向け	—	—
中小企業等向け及び個人向け	8,340	—
抵当権住宅ローン	—	40,402
不動産取得等事業向け	—	—
三月以上延滞等	—	—
証券化	—	—
中央清算機関関連	—	—
上記以外	—	—
合計	8,340	40,402

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化(証券化エクスポージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。

(単位:千円)

区 分	令和7年度	
	適格金融資産担保	保 証
地方公共団体金融機構向け	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—
地方三公社向け	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	7,265	40
自己居住用不動産等向け	—	15,025
賃貸用不動産向け	—	14,283
事業用不動産関連向け	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—
証券化	—	—
中央清算機関関連	—	—
上記以外	—	—
合計	7,265	29,348

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3カ月以上限度額を超過した当座貸越であること。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. CVAリスクに関する事項

◇CVAリスク相当額の算出に使用する手法(SA—CVA、完全なBA—CVA、限定的なBA—CVA又は簡便法をいう。)の名称及び各手法により算定される対象取引の概要

CVAリスク相当額は「簡便法」により算出しており、該当する取引はありません。

◇CVAリスクの特性及びCVAに関するリスク管理体制の概要(CVAリスクのヘッジ方針及びヘッジの継続的な有効性を監視するための体制を含む。)

CVAリスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行っております。

8. マーケット・リスクに関する事項

◇当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としております。

9. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であること又は外的な現象により損失を被るリスクのことです。当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスク及び流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応及び改善が迅速・正確に反映できるよう努めています。

◇BIの算出方法

BI(事業規模指標)の額は、ILDC(金利要素)、SC(役務要素)およびFC(金融商品要素)を合計して算出しています。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

◇ILMの算出方法

ILM(内部損失乗数)は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した特殊損失の有無(特殊損失を除外した場合には、その理由も含む)該当ありません。

10. 出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

(1) 出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式又は出資として計上されているものであり、当JAにおいては、これらを①子会社及び関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当JAの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については、中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針及びALM委員会で決定された取引方針などにに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については総務部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての總會等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等エクスポージャーの評価等については、①子会社及び関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等損失引当金を、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統及び系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

(2) 出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位:千円)

	令和6年度		令和7年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	—	—	—	—
非上場	5,743,204	5,743,204	5,743,528	5,743,528
合計	5,743,204	5,743,204	5,743,528	5,743,528

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

(3) 出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位:千円)

令和6年度			令和7年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
—	—	—	—	—	—

(4) 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額 (保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位:千円)

令和6年度		令和7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	36,684	—	95,854

(5) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位:千円)

令和6年度		令和7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

12. 金利リスクに関する事項

(1) 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利又は期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAの金利リスクの管理方針および手続きについては以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理しています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量(ΔEVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

要求払貯金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、貯金者の要求によって随時払い出される要求払貯金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する貯金をコア貯金と定義し、①過去5年の最低残高、②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額のうち、最小の額を上限とし、0～5年の期間に均等に振り分けて(平均残存2.5年)リスク量を算定しています。

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.251年です。

・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)及びその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

・複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

・内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提、前事業年度の開示からの変動に関する説明

内部モデルは使用していません。

・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◇ Δ EVEおよび Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NIIと大きく異なる点)

特段ありません。

(2) 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		Δ EVE		Δ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	728	782	225	211
2	下方パラレルシフト	—	—	—	—
3	スティープ化	522	587		
4	フラット化	—	—		
5	短期金利上昇	98	91		
6	短期金利低下	—	—		
7	最大値	728	782	225	211
		ホ		へ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	6,785		6,516	

(注) 1. 「金利リスクに関する事項」については、平成19年金融庁・農水省告示第4号(平成31年2月18日付)の改正に基づき、「 Δ NII」の開示は、開示初年度となることから当期末分のみを開示しております。

2. 「 Δ EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。

3. 「 Δ NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12カ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。

4. 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

5. 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

6. 「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出

基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

7. 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
8. 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
9. 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

2. 役員構成(役員一覧)

(令和8年5月31日現在)

役職名	氏名	代表権の有無	担当その他
代表理事組合長	下口 和幸	有	
代表理事常務	山下 英樹	//	総務・経済担当
//	田口 雅之	//	金融・共済担当
理事	帖佐 寿代	無	
//	淵脇 芳朗	//	
//	堂前 芳子	//	
//	森園 正文	//	
//	勝目 正隆	//	
//	豊田 孝之	//	
//	島廻 一也	//	
//	柳田 直樹	//	
//	別府 武夫	//	
//	前畑 政博	//	
//	逆瀬川 夕力子	//	
//	松下 洋一	//	
//	田代 高久	//	
//	濱田 誠	//	
監事	小倉 正人		代表監事
常勤監事	杉山 利浩		
監事	下牧 瀬秀司		
//	徳丸 仁志		
//	神領 浩行		
//	上口 敬子		員外監事

3. 組合員数

(令和8年2月末現在・単位:人、団体)

区 分	令和6年度	令和7年度	増 減
正 組 合 員 数	6,189	5,970	△ 219
個 人	6,091	5,869	△ 222
法 人	98	101	3
准 組 合 員 数	8,488	8,647	159
個 人	8,226	8,393	167
法 人	262	254	△ 8
合 計	14,677	14,617	△ 60

4. 組合員組織の状況

(令和8年2月末現在)

組織名	代表者名	構成員数	組織名	代表者名	構成員数		
川内地区	JA北さつま川内農機愛用者クラブ	末 弘 義 武	50名	伊佐地区	北さつま農協伊佐地区青壮年部	大 丸 博 之	15名
	北さつま農協薩摩川内青色申告会	北 迫 茂	64名		北さつま農協伊佐青色申告会	井 下 厚 男	210名
	北さつま農協薩摩川内茶業部会	笹 野 英 樹	20名		北さつま農協伊佐水稻部会	壹 岐 清 次	52名
	北さつま農協川内やまのいも部会	辻 孝 一 郎	25名		北さつま農協伊佐金山ねぎ振興会	荒 平 学	42名
	北さつま農協川内ゴーヤー部会	徳 田 恭 二	40名		北さつま農協伊佐ゴーヤー生産振興会	諏 訪 伸 幸	4名
	唐浜らっきょう部会	福 元 良 弘	50名		産直センター出荷者協議会	島 畑 善 仁	213名
	川内地区肉用牛振興協議会	中 島 正 和	174名		伊佐地区肉用牛振興協議会	橋 口 勇 士	157名
	養 鶏 部 会	今 村 幸 一	6名		JA北さつま女性組織協議会	豊 増 幸 子	706名
さつま地区	北さつま農協さつま地区青壮年部	久 保 園 貴 政	22名	全 体	北さつま農協野菜部会連絡協議会	松 下 洋 一	220名
	JA北さつまさつま農機愛用者クラブ	淵 脇 利 夫	61名		北さつま農協いちご部会	中 島 弘 和	22名
	北さつま農協さつま青色申告会	山 下 英 樹	354名		北さつま農協ごほう部会	松 下 洋 一	48名
	北さつま農協水稻部会さつま地区	井 上 謙 郎	74名		北さつま農協トマト部会	楠 元 伸 一	21名
	中津川採種生産組合	福 丸 一 博	27名		北さつま農協かぼちゃ部会	永 田 真 吾	152名
	さつま地区粉摺組合	井 上 謙 郎	53名		北さつま農協果樹部会	山 下 信 男	141名
	北さつま農協さつま茶業部会	領 家 昭 一	21名		北さつま農協たけのこ部会	木 下 守	162名
	北さつま農協さつまさといも部会	小 緑 光 宏	35名		北さつま農協肉用牛振興協議会	城 戸 伸 二	520名
	北さつま農協さつま豆類部会	尾 付 野 新 市 郎	11名		北さつま農協肥育牛部会	笹 原 耕 造	11名
	宮之城ちくりん館出荷者協議会	市 来 栄 造	291名				
	北さつま農協少量多品目産直部会	松 木 園 耕 平	173名				
	本所地区肉用牛振興協議会	城 戸 伸 二	188名				
コープかごしま産直豚部会	山 内 広	3名					
さつまプロイラー部会	角 晋 吉	4名					

当JAの組合員組織を記載しています。

5. 特定信用事業代理業者の状況

(令和8年2月末現在)

区 分	氏名又は名称(商号)	主たる事務所の所在地	代理業を営む営業所 又は事業所の所在地
特定信用事業代理業者	—	—	—

6. 地区一覧

薩摩川内市・薩摩郡・伊佐市の区域

7. 職員数

(令和8年2月末現在・単位:人)

区 分	令和6年度			令和7年度		
	男	女	計	男	女	計
参 事	2	0	2	2	0	2
一 般 職 員	148	58	206	144	60	204
計	150	58	208	146	60	206
常 備 臨 時 職 員	78	111	189	67	108	175
合 計	228	169	397	213	168	381

※年度末職員数には年度末退職者は含みません。

8. 沿革・あゆみ

年 月 日	主 な 出 来 事
平成22年 3月 1日	「さつま川内農業協同組合」「さつま農業協同組合」「伊佐農業協同組合」が合併し、新生「北さつま農業協同組合」設立
平成22年 4月28日	JA北さつま口蹄疫防疫対策本部設置
平成22年 6月15日	平成22年度第1回臨時総代会
平成22年 8月 1日	「薩摩畜産農業協同組合連合会」の権利義務を包括承継
平成22年 11月13日	貿易自由化「TPP阻止」総決起大会
平成23年 5月 6日	JASTEM次期システム稼働及び全国統一事務手続導入
平成23年 12月 9日	本所セルフSSオープン
平成27年 12月 1日	移動販売車運行開始
平成28年 11月 1日	移動金融店舗車運行開始
平成30年 11月 6日	移動販売車2号車運行開始
令和元年 6月 1日	福祉施設「田原の郷」開業
令和4年 2月18日	菱刈SSリニューアルオープン

9. 店舗等のご案内

(令和8年2月末現在)

店舗名	住所	電話番号	ATM設置台数
本所	薩摩郡さつま町虎居745番地	0996-53-1121	2台
川内総合支所	薩摩川内市若松町9番地17号	0996-22-4131	1台
伊佐総合支所	伊佐市大口上町30番地6	0995-22-1431	1台
水引支所	薩摩川内市水引町7599番地1	0996-26-2121	
永利支所	薩摩川内市平佐町1800番地1	0996-22-7203	1台
東郷支所	薩摩川内市東郷町斧淵333番地1	0996-42-1211	1台
樋脇支所	薩摩川内市樋脇町市比野174番地1	0996-38-0004	
こしき支所	薩摩川内市上甑町中甑269番地	09969-2-0002	
平川支所	薩摩郡さつま町平川7463番地	0996-54-2217	
山崎支所	薩摩郡さつま町山崎1083番地	0996-56-8311	
鶴田支所	薩摩郡さつま町神子756番地	0996-59-2002	
薩摩支所	薩摩郡さつま町求名12837番地	0996-57-1211	
祁答院支所	薩摩川内市祁答院町下手2794番地	0996-55-1151	1台
羽月支所	伊佐市大口堂崎525番地14	0995-22-1411	1台
菱刈支所	伊佐市菱刈前目670番地1	0995-26-1241	

信用事業店舗以外の自動化機器の設置場所

ATM	旧入来支所 旧下甑出張所 さつま町役場本庁 Aコープさつま店 Aコープ市比野店 Aコープ菱刈店 アロン電機株式会社	各1台
-----	---	-----



毎日の食卓に

お買物は
Aコープへ!!

確かな安心を。

きめ細やかな肉質と
バランスの良い霜降り
日本一を獲得しました。

鹿児島が誇るブランド和牛
鹿児島黒牛



産地にこだわったお野菜・果物
生産者直売
コーナー



鹿児島県産!
だから安心!!



Aコープ
イメージキャラクター
ちよつきりー

Aコープがこだわった特選お肉
鹿児島ブランド肉



火水 毎週恒例

Aコープの ちよつきり市

100円 200円 300円 他

ちよつきり価格で
お買得!

Aコープマーク生まれの少年
『ちよつきりー』が値札の
数字を「ちよつきり価格」に
ドンドン変えちゃいます!

ちよつきり
ちよつきり
お徳がいっぱい
Aコープ♪



ひぱ プライス

生鮮品から日用雑貨までAコープが
おすすめする、安全・新鮮な商品を
毎日お買い得な価格で提供
している商品です。

安さ 納得宣言

お買得品をより厳選してお届けいたします。

パソコン・スマホでお買い物!!

地産地消にこだわった JA・Aコープ ネットスーパー

お問合せ Aコープ鹿児島
企画部企画課 099-284-8665
Aコープ
保ヶ丘店 ☎0120-110-873

※掲載写真は全てイメージです。

Aコープ鹿児島公式
Instagramのご紹介

「ちよつきりー」だ
ぜのフォローよろしくね

おすすめ商品や
イベント企画など、
広報担当の「ちよつきりー」が
お得な情報を配信いたします。

Follow us!
よろしくおねがいします。

スマホで完結!
JADDOカードも
LINEで使えます!!

カードはJAやAコープなどで発行
(入会金・年会費無料)

LINE友だち
登録から! ↓

LINEで
Aコープ鹿児島の
チラシが
見られます!!

登録店舗のお買得品をチェック

新鮮食品・デパート・加工食品まで
取り揃え

あなたの街へ
走る! Aコープ

移動
購買車

JA北さつま
移動購買車
北さつま
美味ちゃん号
電話予約
週5回(月曜日～金曜日)
※祝・祭日も運行いたします。
☎0996-52-1081

JA北さつま
移動購買車
北さつま
美味ちゃん号2号
電話予約
週5回(月曜日～金曜日)
※祝・祭日も運行いたします。
☎0996-27-1122

暮らしに「安心」「安全」—— お買い物はお近くのAコープで。

JAのお店
株式会社
エーコープ鹿児島

川内	☎0996-27-1122
さつま	☎0996-52-1081
山崎	☎0996-56-8312
大村	☎0996-55-1153

東郷	☎0996-21-6555
市比野	☎0996-38-1089
ひしかり	☎0995-24-1220
こしき	☎09969-2-1539



<http://www.ja-kitasatsuma.or.jp/>

本 所

鹿児島県薩摩郡さつま町虎居745

☎ (0996) 53-1121

FAX (0996) 52-1404

【支所】

平 川 支 所 0996-54-2217

山 崎 支 所 0996-56-8311

鶴 田 支 所 0996-59-2002

薩 摩 支 所 0996-57-1211

祁 答 院 支 所 0996-55-1151

川内総合支所

鹿児島県薩摩川内市若松町9-17

☎ (0996) 22-4131

FAX (0996) 22-2732

【支所・配送センター】

水 引 支 所 0996-26-2121

永 利 支 所 0996-22-7203

東 郷 支 所 0996-42-1211

樋 脇 支 所 0996-38-0004

こ し き 支 所 09969-2-0002

矢倉配送センター 0996-27-0184

伊佐総合支所

鹿児島県伊佐市大口上町30-6

☎ (0995) 22-1431

FAX (0995) 22-5835

【支所・配送センター】

羽 月 支 所 0995-22-1411

菱 刈 支 所 0995-26-1241

伊佐配送センター 0995-26-4111



北さつま農業協同組合